



世羅町イメージキャラクター
「せら坊」

世羅町第2次 長期総合計画

後期基本計画

いつまでも住み続けたい日本一のふるさと

—— ひとと、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり ——

令和3年3月
広島県世羅町

目 次

■第1部 後期基本計画の策定趣旨・見直し方針	1
●第1章 後期基本計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の構成と期間	3
●第2章 後期基本計画の見直し方針	4
第1節 本町を取り巻く時代の潮流と検討課題	4
第2節 本計画におけるSDGsの取り扱い	5
●第3章 施策の体系	6
■第2部 後期基本計画	7
基本目標 1 健幸づくり	9
・基本施策1-1 保健・医療の充実	9
施策1-1-1 健康増進体制の充実	9
施策1-1-2 医療対策の充実	13
基本施策1-2 少子高齢化への対応	15
施策1-2-1 高齢者福祉の充実	15
施策1-2-2 子育て支援の充実	21
・基本施策1-3 地域福祉の充実	28
施策1-3-1 地域福祉社会の形成	28
施策1-3-2 障害者福祉の充実	30
施策1-3-3 住民福祉の充実	33
基本目標 2 ものづくり	36
・基本施策2-1 産業の振興	36
施策2-1-1 農林業の振興	36
施策2-1-2 商工業の振興	42
施策2-1-3 観光の振興	45
基本目標 3 人づくり	48
・基本施策3-1 生涯学習社会の形成	48
施策3-1-1 学校教育の充実	48
施策3-1-2 社会教育の充実	53
施策3-1-3 文化財の保護・活用と文化芸術活動の振興	56
施策3-1-4 スポーツと体力づくりの振興	59

目次

施策3-1-5 家庭・社会の教育力の向上	62
・ 基本施策3-2 共に生きる地域社会の確立	65
施策3-2-1 人権教育・啓発の推進	65
施策3-2-2 男女共同参画社会の形成	68
施策3-2-3 青少年の健全育成	72
基本目標 4 安全安心づくり	74
・ 基本施策4-1 地域を支える基盤の整備	74
施策4-1-1 秩序ある土地利用の推進	74
施策4-1-2 道路網などの整備	78
施策4-1-3 公共交通体系の整備	81
施策4-1-4 情報基盤の整備	84
・ 基本施策4-2 生活を支える基盤の整備	87
施策4-2-1 公共施設等総合管理と住環境の整備	87
施策4-2-2 移住の促進	90
施策4-2-3 公園緑地の整備	94
施策4-2-4 上下水道の整備	96
施策4-2-5 火葬場	99
・ 基本施策4-3 生活の安全の確保	100
施策4-3-1 消防・救急体制の整備	100
施策4-3-2 防災体制の整備	103
施策4-3-3 交通安全・防犯対策の強化	107
施策4-3-4 消費生活の安全の確保	111
・ 基本施策4-4 潤いのある環境の整備	113
施策4-4-1 総合的な環境の保全	113
施策4-4-2 循環型社会の形成	116
施策4-4-3 美しいまちづくりの推進	119
基本目標 5 地域づくり	121
・ 基本施策5-1 協働のまちづくりの推進	121
施策5-1-1 住民参画の推進	121
施策5-1-2 支援体制の確立	124
施策5-1-3 まちづくり活動の推進	127

第 1 部

後期基本計画の策定趣旨・見直し方針





第1章 後期基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町では、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの基本構想と前期・後期の各5年を計画期間とする基本計画で構成する「世羅町第2次長期総合計画」を平成27年（2015年）12月に策定し、目標とする将来像として『「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」ひとと、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり』を掲げ、5か年の「前期基本計画」において、その実現に向けて諸施策を推進してきました。

この前期基本計画は、令和2年度（2020年度）末をもって終了するため、前期基本計画の実施状況や課題などを整理・分析するとともに、その深化・充実を図りながら見直しを行い、将来像の実現をめざすための計画として、令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）を計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

第2節 計画の構成と期間

世羅町第2次長期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

基本構想

基本構想は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間を計画期間として、本町の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

基本計画

基本計画は、基本構想の施策の枠組みに基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって、前期5年間、後期5年間に分けて定めており、本計画は後期基本計画です。



第2章 後期基本計画の見直し方針

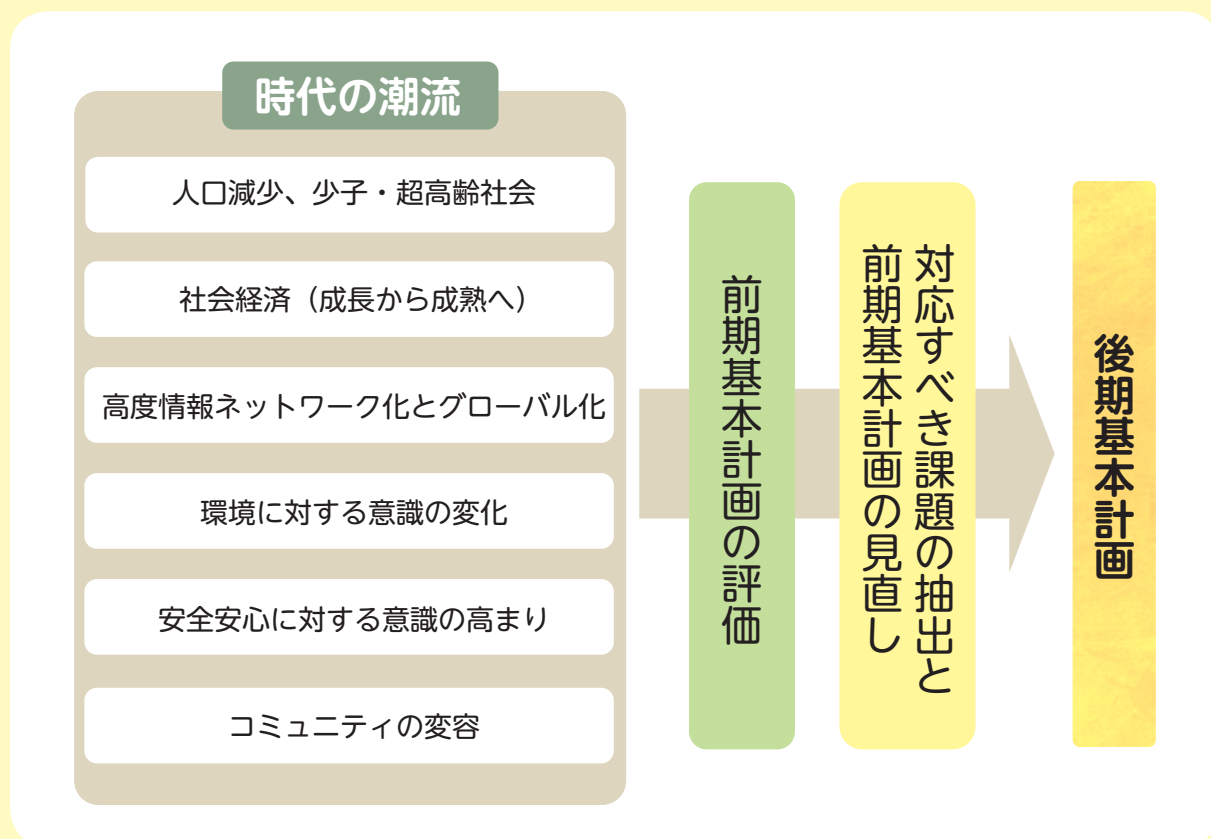
第1節 本町を取り巻く時代の潮流と検討課題

少子高齢化の進行、本格化した人口減少、経済のさらなるグローバル化、デジタル化の一層の進展、環境保全意識の高まり、安全安心への意識の高まり、コミュニティにおけるつながりの希薄化など、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

中でも、近年多発・局地化する自然災害や、新たな感染症の発生などに伴う国や地方自治体などの対策、対応を十分に検証し、未曾有の危機に対する備えをすることが求められています。

また、地方分権の進展と自治体が担う公共政策の拡充に伴い、町の財政運営に一層の厳しさが加わるなどの大きな転換期を迎えており、引き続き行財政改革を進め、自らが築くまちづくりに向けた積極的な取り組みが求められています。

後期基本計画の策定においては、時代の潮流と前期基本計画の評価結果などを基に前期基本計画の見直しを行います。



第2節 本計画におけるSDGsの取り扱い

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28年 (2016年) から令和12年 (2030年) までの国際目標です。

SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。地方公共団体においても、地方創生の一層の推進のためには、SDGsの目標達成に向けた積極的な取り組みが不可欠であるとしています。

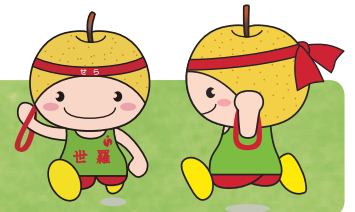
本町において、さまざまな施策を推進することは、SDGsの達成に資すると考えられることから、SDGsの以下17の国際目標を本計画の各基本目標に位置付けています。

■17の持続可能な開発目標 (SDGs) ■



- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 貧困をなくそう | (10) 人や国の不平等をなくそう |
| (2) 飢餓をゼロに | (11) 住み続けられるまちづくりを |
| (3) すべての人に健康と福祉を | (12) つくる責任 つかう責任 |
| (4) 質の高い教育をみんなに | (13) 気候変動に具体的な対策を |
| (5) ジェンダー平等を実現しよう | (14) 海の豊かさを守ろう |
| (6) 安全な水とトイレを世界中に | (15) 陸の豊かさも守ろう |
| (7) エネルギーをみんなにそしてクリーンに | (16) 平和と公正をすべての人に |
| (8) 働きがいも経済成長も | (17) パートナーシップで目標を達成しよう |
| (9) 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

第3章 施策の体系



施策の体系は以下のとおりです。

将来像	基本目標	基本施策	施策
「いつまでも住み続けたい日本のふるさと」 ひとつと、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり	基本目標 1 健幸づくり	保健・医療の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康増進体制の充実 2. 医療対策の充実
		少子高齢化への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者福祉の充実 2. 子育て支援の充実
		地域福祉の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉社会の形成 2. 障害者福祉の充実 3. 住民福祉の充実
	基本目標 2 ものづくり	産業の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林業の振興 2. 商工業の振興 3. 観光の振興
		基本目標 3 人づくり	生涯学習社会の形成
	共に生きる地域社会の確立		<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権教育・啓発の推進 2. 男女共同参画社会の形成 3. 青少年の健全育成
	基本目標 4 安全安心づくり		地域を支える基盤の整備
		生活を支える基盤の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共施設等総合管理と住環境の整備 2. 移住の促進 3. 公園緑地の整備 4. 上下水道の整備 5. 火葬場
		生活の安全の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防・救急体制の整備 2. 防災体制の整備 3. 交通安全・防犯対策の強化 4. 消費生活の安全の確保
		潤いのある環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合的な環境の保全 2. 循環型社会の形成 3. 美しいまちづくりの推進
		基本目標 5 地域づくり	協働のまちづくりの推進

第2部

後期基本計画



基本目標 1

健幸づくり



基本施策 1-1

保健・医療の充実

施策 1-1-1

健康増進体制の充実



施策の 基本方針

- 1 住民の生涯にわたる健康づくり、健康寿命の延伸、寝たきりゼロの実現を図るため、住民の主体的な健康づくり意識の啓発に努めるとともに、各種健康診査の受診率の向上、健康や医療に関する情報の分析を通じた健康の保持・増進、地域が一体となった健康づくり推進体制の充実に取り組みます。
- 2 住民の健康づくりを支援していくため、住民一人ひとりの生涯の各世代に応じた保健・疾病予防対策の充実を図ります。

●現状と課題

【生涯にわたる健康づくりの推進】

- ・本町では、平成29年度（2017年度）に「世羅町健康増進計画（健康せら 21）」を、令和2年度（2020年度）には「世羅町食育推進計画」を改定しました。
- ・町広報誌、ケーブルテレビ、防災行政無線、ホームページなどで健康講座や講演会などの開催を周知し、心と体の健康づくりや食育などの啓発に努めています。また、自治センターと連携した事業の実施を通して、地区ごとの健康づくり活動を推進しています。
- ・各種健康診査の受診率向上のため、通知文書や電話のほか、健康講座や講演会など、あらゆる機会を活用して受診勧奨に努めています。
- ・世羅町国民健康保険においては、平成30年度（2018年度）に「第2期データヘルス計画」、「第3期特定健康診査等実施計画」を策定し、健康の保持増進に取り組んでいます。

【保健・疾病予防の推進】

《母子保健対策》

- ・子育て世代包括支援センター「だっこ」に保健師・保育士・栄養士などの専門職を配置し、妊産婦などからのさまざまな相談に応じ、産婦健診や助産師相談、産後ケアなどのサービスにつないでいます。

《疾病予防》

- ・生活習慣病の発症予防、各種健康診査の充実や受診しやすい体制づくりとともに、健診結果から対象者を抽出し、かかりつけ医と連携して重症化予防に努めています。
- ・中学3年生を対象とした生活習慣病についての授業を活用した喫煙の害についての啓発や、特定保健指導で禁煙指導を実施しています。

《心の健康づくり》

- ・「心の健幸づくり講演会」や出前講座を通じて、ストレス対策や認知症予防などに関する知識の普及啓発とともに、関係機関と連携し、社会復帰のための相談事業や情報提供などを実施しています。

《感染症対策》

- ・これまでの取り組みに加えて、新型コロナウイルス感染症など、新しい感染症に対しては、正しい知識の普及啓発や感染予防方法などの対策を実施するとともに、各種予防事業（予防接種、健診、健康増進事業）の連携を深める必要があります。

《歯科保健対策》

- ・世羅地区歯科衛生連絡協議会と連携し、乳幼児から成人まで各世代に応じた歯科保健教育や歯科相談を実施しています。

【生活衛生環境の充実】

- ・町広報誌や出前講座などを活用し、食中毒予防啓発を行っています。

● 施策の体系

健康増進体制の充実

1 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

2 保健・疾病予防の推進

(1) 母子保健対策の充実

(2) 疾病予防対策の充実

(3) 心の健康づくり対策の充実

(4) 感染症対策の充実

(5) 歯科保健対策の充実

3 生活衛生環境の充実

(1) 食品衛生の向上

●具体的な施策

1 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

- ア 「世羅町健康増進計画（健康せら21）」の基本理念に掲げる「人と人とのつながりを大切に、みんながイキイキと安心して暮らせる健康なまち」をめざし、健康寿命を延伸するために、さまざまな機会や情報伝達手法を活用し、健康づくり、食育などに関する情報を発信していきます。
- イ 世羅町国民健康保険においては、健康や医療に関する情報を分析し策定した「データヘルス計画」に基づき、健康の保持・増進に取り組みます。
- ウ 生涯の各時期に応じた健康教育の充実を図るとともに、食生活の改善や運動など住民の健康づくりを支援し、地域ぐるみの取り組みを推進します。
- エ 住民の心と体の健康づくりを推進していくため、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを推進します。

2 保健・疾病予防の推進

(1) 母子保健対策の充実

妊産婦、乳幼児の健康診査、健康相談などの母子保健事業の充実を図るとともに、子どもを安心して産み、育てることができるよう、子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心として、子育て支援事業の充実を図ります。

(2) 疾病予防対策の充実

- ア 生活習慣病の発症予防に重点を置いた健康づくりを推進します。
- イ 疾病の早期発見を図るため、健康診査の充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。
- ウ 医師会や歯科医師会などとの連携を強化し、健康相談・健康教育の充実を図ります。
- エ 未成年者の喫煙防止や喫煙者の禁煙指導など、疾病の予防に重点を置いた禁煙対策の充実を図ります。

(3) 心の健康づくり対策の充実

精神疾患に対する正しい理解の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、精神に障害のある人の社会復帰のための環境づくりを支援します。

(4) 感染症対策の充実

インフルエンザ、結核、エイズのほか、新型コロナウイルスをはじめとする新しい感染症などに対する人権に配慮した正しい知識の普及啓発に努めます。また、予防接種や検診の実施などにより、予防を促進します。

(5) 歯科保健対策の充実

生涯の各世代に応じた歯科保健教育や相談を実施するとともに、世羅地区歯科衛生連絡協議会との連携を図り、歯科保健の充実に努めます。

3 生活衛生環境の充実

(1) 食品衛生の向上

住民の食品衛生についての意識の向上を図るよう、衛生思想の普及啓発に努めます。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
健康寿命	男性：79.11歳 (H29) 女性：82.00歳 (H29)	平均寿命の 上昇分を上回る 健康寿命の 上昇(R5)	

成果指標の名称	平成30年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
特定健診受診率	50.0%	60.0%	



健康講座の様子

基本目標 1

健幸づくり

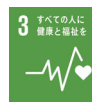


基本施策 1-1

保健・医療の充実

施策 1-1-2

医療対策の充実



施策の基本方針

- 1 住民が適切な医療を受けられるよう、公立世羅中央病院を中核とした地域医療体制の充実を図ります。
- 2 救急医療ニーズに迅速に対応していくため、救急医療体制の充実を図るとともに、その有効活用を促進します。

●現状と課題

【地域医療】

《医療体制》

- ・公立世羅中央病院は、二次救急病院として地域の中核的医療機関に位置づけられている町内唯一の総合病院であることから、安定した医療サービスの提供を継続していくために、人員確保や施設整備が求められています。
- ・在宅医療の重要性が高まっている中、医療と介護が連携し、在宅医療の提供体制を充実させる必要があります。

《普及啓発活動》

- ・医療についての普及啓発は、住民の疾病治療に対する効果的な医療サービスの提供のために必要となっています。

【救急医療体制】

- ・救急搬送体制と救急医療体制のいずれかが欠けると救急医療が成り立たないため、連携強化を継続する必要があります。
- ・広島圏域や備後圏域といった、二次医療圏の枠を越えた連携は、初期医療、中核医療、高度医療の結びつきの強化につながります。

● 施策の体系

医療対策の充実

1 地域医療の充実

- (1) 医療体制の充実
- (2) 普及啓発活動の推進

2 救急医療体制の充実

- (1) 救急医療体制の充実
- (2) 搬送体制の充実

● 具体的な施策

1 地域医療の充実

(1) 医療体制の充実

ア 住民が安心して医療サービスを受けられるよう、公立世羅中央病院における医師の確保や診療科目の充実など医療体制の充実を図るとともに、公立世羅中央病院を中核とした地域医療体制の整備・充実を図ります。

イ 医療と介護の連携を促進し、在宅医療の提供体制の充実を図ります。

(2) 普及啓発活動の推進

医療についての情報発信を行い、かかりつけ医などについて普及啓発を図ります。

2 救急医療体制の充実

(1) 救急医療体制の充実

医師会、救急医療機関、消防署などとの連携を強化し、初期（一次）、二次、三次の救急医療体制や広島県救急医療情報ネットワークの効果的な活用を推進します。

(2) 搬送体制の充実

救急医療ニーズに迅速に対応していくため、広域的な連携を強化し、三次救急医療機関への搬送体制の充実に努めます。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
公立世羅中央病院常勤医師数	14人	16人	

基本目標 1

健幸づくり



基本施策 1-2

少子高齢化への対応

施策 1-2-1

高齢者福祉の充実



施策の 基本方針

- 1 高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域で支え合う地域共生社会の実現をめざし、これまで進めた地域包括ケアシステムを更に深化させます。
- 2 認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策の充実を図ります。また、高齢者の権利擁護、虐待防止を推進します。
- 3 高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもち豊かな生活を送ることができるよう、自立した生活を送るための支援や介護予防、重度化防止の取り組みの充実を図るとともに、健康づくりと介護予防を一体的に提供します。また、高齢者の社会参加、生きがいづくりを推進します。
- 4 高齢者が住みやすい環境で、必要な支援を受け、安心して暮らすことができるよう、福祉サービスや地域の多様な主体による生活支援の充実を図るとともに、住みやすい地域の環境づくりを推進します。
- 5 介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、適切な介護保険サービスを安定的に提供できるよう、体制の充実を図ります。また、近年の自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害対策、感染症対策に係る体制を整備します。

●現状と課題

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を続けていくためには、要支援・要介護状態に至る前段階から連続的で一貫性のある介護予防事業を推進するとともに、多様な高齢者のニーズに応じ、医療や介護、見守りなど、地域の力も活用した支援が行える「地域包括ケアシステム」の深化・推進が重要です。

【認知症施策と権利擁護の推進】

- ・認知症に関する正しい知識と理解を深めるための啓発や取り組み、認知症に関する相談窓口の周知とともに、認知症予防の取り組みが必要です。
- ・高齢者が住み慣れた地域において、尊厳を持ち、安心して暮らし続けていくためには権利擁護の取り組みが重要です。

【健康づくりと介護予防の一体的な推進】

- ・健康寿命の延伸を図るため、地域における高齢者の通いの場を中心とした、介護予防・フレイル対策（運動、口腔、栄養など）や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みが必要です。

【安心して生活できるまちづくりの推進】

- ・在宅の65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、65歳以上の高齢者のみの世帯数は今後も増加することが見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯などに対する生活を支援する取り組みが必要です。

【介護保険サービスの提供体制の充実】

- ・今後高齢化率の上昇を見据え、「介護を社会全体で支え合う」という介護保険制度の趣旨に則って、住民・事業者・行政が連携してそれぞれの立場でサービスの利用、提供の適正化に努め、介護保険事業の円滑な実施に取り組むなど、介護保険制度の持続可能性を確保するための努力が必要です。

● 施策の体系

高齢者福祉の充実

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 医療・介護連携の推進
- (3) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

2 認知症施策と権利擁護の推進

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 権利擁護の推進

3 健康づくりと介護予防の 一体的な推進

- (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- (2) 健康づくり支援の推進
- (3) 社会参加と生きがいづくりの推進

4 安心して生活できるまちづくりの 推進

- (1) 在宅生活を支える支援の充実
- (2) 高齢者の住まいの確保
- (3) 安全な生活環境の整備

5 介護保険サービスの提供体制の 充実

- (1) 介護保険サービスの充実
- (2) 介護保険給付の適正化
- (3) 介護人材の確保・育成、業務効率化の推進
- (4) 介護保険サービスの質の向上
- (5) 災害や感染症対策に係る体制整備

●具体的な施策

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの周知や利用しやすい体制の整備を進めるとともに、地域包括支援センターが中心的な役割を担い、相談する人がいない高齢者や支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援につなぐ地域包括ケアシステムを更に深化・推進します。

(2) 医療・介護連携の推進

地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、関係機関の連携体制の強化を進めるとともに、看取りや認知症の人への対応強化、住民の理解を促進するための取り組みを推進します。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化など、社会構造の変化の中で、住民がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を推進します。

2 認知症施策と権利擁護の推進

(1) 認知症施策の推進

認知症の人に対し、早期発見・早期対応が行えるよう、関係機関などとの連携を更に強化するとともに、家族などの介護者の負担を軽減するため、介護サービスや生活支援などを適切に利用できる体制整備を推進します。

(2) 権利擁護の推進

高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに成年後見制度などの活用を促進します。また、地域包括支援センターを中心として関係機関と連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

3 健康づくりと介護予防の一体的な推進

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対しては、地域包括支援センターなどが的確なアセスメントに基づき、目標指向型のケアプランを作成し、地域で自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメントを実施できるよう、地域ケアマネジメ

ント会議の開催や、リハビリ専門職による介護予防ケアマネジメント支援などの取り組みにより介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。

(2) 健康づくり支援の推進

高齢になっても健康で暮らしていくためには、早期からの健康づくりが重要であることから、健康教室の実施などにより生活習慣病予防に関する正しい知識を普及し、生活習慣などの改善を図ります。また、町が実施する健康診査などの受診率の向上に取り組むなど、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取り組みを推進します。また、口腔機能の低下、低栄養、運動機能・認知機能の低下、社会参加の減少などフレイル予防の必要性の普及啓発を行うとともに、介護予防教室の開催や地域の身近な場所で介護予防に取り組める場（通いの場）などの整備を進めます。

(3) 社会参加と生きがいつくりの推進

高齢者が、高齢期に生きがいを感じながら暮らしていくことができるよう、外出・交流の促進など、生きがいつくりの支援に取り組めます。

4 安心して生活できるまちづくりの推進

(1) 在宅生活を支える支援の充実

支援を必要とする高齢者の多様なニーズに対応するため、地域課題を把握・共有し、地域の住民や関係機関と連携・協力して生活支援サービス提供体制の整備を行い、地域における多様な主体による生活支援の提供の充実を図ります。

(2) 高齢者の住まいの確保

可能な限り地域で安心して住み続けることができるよう、住宅施策と連携を図り、高齢者に配慮した住まいや施設の普及を図るとともに、生活環境の充実や入所相談などの居住関係施策を総合的に推進します。

(3) 安全な生活環境の整備

道路や建物、公共交通機関などにおいて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。また、災害に対し、高齢者が安心して暮らせるよう、見守り・支援体制を整備します。

5 介護保険サービスの提供体制の充実

(1) 介護保険サービスの充実

要介護認定者などの一層の増加が予想される中で、住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本として、介護サービス量を的確に見込み、必要な介護サービスが提供できるよう努めます。

(2) 介護保険給付の適正化

介護保険事業の円滑な実施と持続可能性を確保するため、介護サービス事業者への指導監督や介護給付の適正化などに取り組みます。

(3) 介護人材の確保・育成、業務効率化の推進

令和7年（2025年）以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を計画的に進め、就労・定着につながる環境整備を進めるとともに、介護サービスの質を高める介護人材の資質の向上や介護職のリーダーとなる優れた人材の育成に取り組みます。

(4) 介護保険サービスの質の向上

高齢者やその家族などからの相談や苦情に適切に対応し、介護保険サービスの質の向上に努めます。

(5) 災害や感染症対策に係る体制整備

災害や感染症に対する備えとして、日頃から介護事業所などと連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、災害や感染症発生時に備えた平時からの準備の促進、感染発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制を構築します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
要介護認定率	22%	22%	



基本目標 1

健幸づくり



基本施策 1-2

少子高齢化への対応

施策 1-2-2

子育て支援の充実



施策の 基本方針

- 1 結婚や出産を希望する若者を支え、すべての子どもが健やかに育つための環境づくりを図るため、子どもと母親の健康づくりの支援の充実、ひとり親家庭などの自立支援、障害児支援など、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援を推進します。
- 2 保護者などの主体的な子育てを支えるため、子育てに関する包括的な相談・支援がワンストップでできる体制を整備し、子育て支援事業の充実、親の子育て力向上の支援を推進します。
- 3 地域の子育て力向上への体制づくりを図るため、子育て支援のネットワークづくり、子どもの人権を守る環境づくり、子どもが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 4 子どもの教育・保育環境づくりを図るため、就学前教育・保育の充実、教育環境の充実、若者の自立を支援する環境づくりを推進します。
- 5 仕事と子育てを両立させる社会づくりを図るため、子育てサービスの充実、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

●現状と課題

【すべての子どもが健やかに育つための環境づくり】

《若者の出会いや結婚に関する意識向上の支援》

- ・婚活イベントを開催し男女の出会いをサポートする事業に取り組む団体を支援しました。

《子どもと母親の健康づくり》

- ・子育て世代包括支援センター「だっこ」を令和元年（2019年）10月に開設しました。
- ・町内3中学校との連携により、生命や性の正しい知識を普及するため講座を開催しました。

《ひとり親家庭などの自立支援》

- ・町内の組織間で連携しながら、ひとり親家庭となられた方を把握するとともに、必要な家庭に対し、国の補助事業である児童扶養手当や高等職業訓練促進給付金の支給事業を活用することで、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図っています。

《障害児支援》

- ・発達や発育に心配のある就学前児童の発達特性に応じた早期の支援を行うため、保護者や関係機関と連携を取り、親子教室を開催しています。保育所・認定こども園においても、配慮が必要な児童や医療的ケア児を受け入れ、保育士などの研修や環境整備を実施してきました。

《子どもの人権を守る環境づくり》

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、育児支援・栄養指導・家事などの援助を世羅町社会福祉協議会と連携して実施しています。近年、支援を必要とする家庭が増加しています。
- ・広島県より委託を受け、世羅町社会福祉協議会がひとり親家庭を対象に「学習支援事業」を実施しています。事業に参加した学習支援ボランティアからは、事業をより効果的に進めていくために学校と連携を必要としていることや、ひとり親家庭だけでなく潜在的に学習支援が必要な児童に対しても学習支援をしていきたいとの意向も出ています。
- ・平成28年度（2016年度）児童福祉法の改正により、自治体に市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置が義務付けられました（努力義務）。この法的根拠を基に、国は令和4年度（2022年度）までに全市区町村に市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置をするとの方針を打ち出しています。

【保護者などの主体的な子育てを支える仕組みづくり】

- ・わずかな自己負担で医療を受けられることへの安心感に対して高評価を頂いています。
- ・3歳未満児の保育料の軽減は、子育て家庭の経済的負担の軽減と定住促進に大きく寄与しています。
- ・保育所・認定こども園において子育て広場を開設し、親子が気軽に交流や相談ができる場の提供に努めています。

【地域の子育て力向上への体制づくり】

- ・地域で子育て家庭をサポートする「ファミリー・サポート・センター事業」を社会福祉協議会と連携し実施しています。近年は、提供会員の高齢化や会員減少が課題となっています。
- ・「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会（愛称～せらはぐ～）の運営を支援し、育児講座や子育てイベントの企画運営を積極的に支援しています。
- ・子育てを地域全体で支えるため、事故や犯罪、災害の被害から子どもを守るための講習会を開催しました。

【子どもの教育・保育環境づくり】

- ・教育・保育の質の向上に資するため、保育士などの人材育成・確保が必要で、広島県や保

育連盟などの主催する研修会に継続的に参加し、質の向上を図っています。一方で、公立保育施設の老朽化や出生児童数の減少が進行しており、限られた人材・財源の中で、就学前の子どもへの教育・保育の向上を図る必要があります。

- ・若者の自立を支援する環境づくりを今後も継続する必要があります。

【仕事と子育てを両立させる社会づくり】

- ・「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の提供量の拡充を図ってきています。一方で、出生児童数が減少していることから、良質な保育サービスの提供を確保し、民間施設の運営を継続させるためにも、現在の7施設を今のまま維持し続けることは難しくなります。
- ・平成28年度（2016年度）から認定こども園2園において病児保育（体調不良児対応型）を実施しています。
- ・全学年を対象として、すべての小学校区において放課後児童クラブを実施しています。
- ・ワーク・ライフ・バランスを今後も継続して推進する必要があります。

● 施策の体系

子育て支援の充実

1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

- (1) 若者の出会いや結婚に関する意識向上の支援
- (2) 子どもと母親の健康づくりの支援の充実
- (3) ひとり親家庭などの自立支援
- (4) 障害児支援の充実
- (5) 子どもの人権を守る環境づくり

2 保護者などの主体的な子育てを支える仕組みづくり

- (1) 切れ目のない子育て支援の充実
- (2) 親の子育て力の向上の支援

3 地域の子育て力向上への体制づくり

- (1) 子育て支援のネットワークづくり
- (2) 子どもが安心して暮らせる環境づくり

4 子どもの教育・保育環境づくり

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 若者の自立を支援する環境づくり

5 仕事と子育てを両立させる社会づくり

- (1) 子育てサービスの充実
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

● 具体的な施策

1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

(1) 若者の出会いや結婚に関する意識向上の支援

若者の出会いや結婚に関する意識や関心が高まり、妊娠・出産に希望が持てる環境づくりを推進します。

(2) 子どもと母親の健康づくりの支援の充実

ア 乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

イ 子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心として、子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産期における母親と子どもの健康を確保するための支援を行うとともに、育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

ウ 性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など、学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取り組みを推進します。

(3) ひとり親家庭などの自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、就労支援や相談など、経済的支援を行います。

(4) 障害児支援の充実

障害のある子どもの社会的な自立を促進するため、早期の相談・指導を図り、個々の年齢や障害の程度などに応じた教育・保育、専門的な療育を提供するとともに、保護者、介護者の負担軽減などに努めます。

(5) 子どもの人権を守る環境づくり

ア 養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、子育てに不安や負担感を持つ保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

イ 貧困による格差の拡がりから、子どもの教育や進学機会を狭めたり、貧困が連鎖することのないよう、貧困家庭の自立を支援するとともに、子どもの学習支援などの取り組みを推進します。

ウ 児童虐待防止対策の強化を図るため、身近な場所で継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点を整備します。

2 保護者などの主体的な子育てを支える仕組みづくり

(1) 切れ目のない子育て支援の充実

- ア 子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心として、子育て中の親同士が交流する場や相談・情報提供の場、家庭訪問など、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援の充実を図ります。
- イ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに定住を促進するため、保育料や医療費などの助成を行います。

(2) 親の子育て力の向上の支援

子育て中の親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てにかかわる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の提供の充実を図ります。また、子育て中の親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

3 地域の子育て力向上への体制づくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり

- ア 子育てを地域全体で支えるため、ファミリー・サポート・センター事業の活性化や、各地区の子育て支援団体など地域の関係機関の連携強化を図ります。
- イ 地域の子育て力の向上を図るため、地域で子育てをする団体の活動支援を行うとともに、子育て支援を担う人材育成を行います。
- ウ すべての子どもが放課後や休日、夏休みなどの長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともにさまざまな体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

(2) 子どもが安心して暮らせる環境づくり

- ア 子どもを交通事故などから守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、交通安全対策を実施します。
- イ 子どもの安全安心を守るため、家庭や地域との情報連携や防災・防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避できるよう防災・防犯知識の習得に努めます。

4 子どもの教育・保育環境づくり

(1) 就学前教育・保育の充実

- ア 乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、施設の適正配置と、質的向上を図ります。
- イ 幼児期の教育・保育と就学後の教育の連続性を踏まえ、幼保小連携の体制充実を推進します。

(2) 若者の自立を支援する環境づくり

次世代の親となる子どもが、結婚し男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発の充実を図ります。

5 仕事と子育てを両立させる社会づくり

(1) 子育てサービスの充実

- ア 子どもの数や保育所などへの入所需要の動向を把握し、保育所、認定こども園の適正配置に努めるとともに、良質な保育サービス提供の確保に努めます。
- イ 保護者の多様な就労形態や子育てニーズに対応した、多様な子育てサービスの充実を図ります。
- ウ 児童が放課後などを安全安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの充実を図るとともに、多様な体験・活動を行うことができるような放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的または連携して実施する新・放課後子ども総合プランによる事業を計画的に取り組みます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ア 育児休業や看護休暇などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい勤務形態の導入など、新たな生活様式の中で事業主などに対して積極的な子育て支援への取り組み、職場環境の整備を促します。
- イ 個人、事業主、地域など、社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
合計特殊出生率	1.88 (H25~H29)	1.88	
子育て世代包括支援センターの 利用人数	5,071人	7,500人	
未満児保育定員数	144人	174人	
病児保育（体調不良児対応型） 利用者数（延べ数）	435人	800人	
放課後児童クラブ登録者数	235人	260人	
放課後子供教室の開催地区数	4地区	9地区	



ファミリーフェスタ

基本目標 1

健幸づくり



基本施策 1-3

地域福祉の充実

施策 1-3-1

地域福祉社会の形成



施策の 基本方針

- 1 あらゆる機会を通じて、住民の社会福祉意識の高揚を図るとともに、住民の自主的な福祉活動への参加を促進します。
- 2 社会福祉協議会を中心に住民や民間団体による多様な地域福祉活動を支援し、地域福祉ネットワークの強化を図ります。

●現状と課題

【福祉意識の高揚】

- ・福祉に関する広報などによる啓発活動を今後も継続して推進する必要があります。
- ・小中学校において、関係機関などと連携し、車いす体験など外部講師による講話や福祉施設訪問などを実施し、福祉に係る学習を推進しています。高齢者や障害をもつ方などとの交流を通して、福祉に対する認識を深めています。

【地域福祉活動】

- ・福祉活動関係者との連携及び福祉活動の支援を今後も継続して推進する必要があります。

● 施策の体系

地域福祉社会の形成

1 福祉意識の高揚

(1) 広報・啓発の充実

(2) 学校教育及び社会教育における福祉活動の促進

2 地域福祉活動の推進

(1) 福祉活動関係者との連携

(2) 福祉活動の支援

● 具体的な施策

1 福祉意識の高揚

(1) 広報・啓発の充実

各種福祉活動への理解を深めるため、町広報誌やケーブルテレビなどを利用し、広く広報・啓発を行います。

(2) 学校教育及び社会教育における福祉活動の促進

学校教育や社会教育において、福祉活動の取り組みを行うとともに、各種団体との交流などを促進します。

2 地域福祉活動の推進

(1) 福祉活動関係者との連携

民生委員児童委員協議会や社会福祉法人、ボランティア団体、NPOなどの関係団体の活動の支援を行い、関係団体相互の連携・協力を促進します。

(2) 福祉活動の支援

ア 多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、社会福祉協議会などと連携し、福祉についての情報提供、講習・研修や講座の開設などを通じた人材の育成を推進します。

イ 自治組織など各地区の集いの場への出前講座などを通じた、支え合いのある地域づくりについて、共に考え、具体的な活動につながるよう支援します。

基本目標 1

健幸づくり



基本施策 1-3

地域福祉の充実

施策 1-3-2

障害者福祉の充実



施策の 基本方針

- 1 障害者差別解消法の遵守を促進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人権を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進します。
- 2 相談支援事業を推進し、障害者やその家族からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供・助言、関係機関との連携など、福祉サービスの提供を支援するためライフステージに応じた相談支援体制づくりの強化を図ります。

●現状と課題

【障害者差別解消法の遵守】

- ・世羅町自立支援協議会権利擁護部会に障害者差別解消支援地域協議会の機能を置き、障害者から問題提起された事案などについての協議や情報共有を行っています。

【体制づくり】

《情報提供と相談支援体制》

- ・町広報誌やケーブルテレビなどにより障害者相談員や相談支援事業所などを周知していますが、相談先の認知度が不足しています。反面、障害者なんでも相談・心の健康相談は利用者が増加しており、平成30年度（2018年度）から精神科医師による精神保健福祉相談も開始しました。令和2年度（2020年度）には障害児相談支援事業所が3か所に増えました。

《発達支援・教育体制》

- ・障害の早期発見、早期療育に向け各種健診、事後指導、各種相談事業などにより、包括的に支援を行っています。
- ・令和元年度（2019年度）には放課後等デイサービスが4か所に増え、令和2年度（2020年度）には児童発達支援事業所が3か所に増えています。

《社会参加の推進》

- ・ 町内事業所の生活介護・就労移行支援事業の廃止などの状況があり、日中活動系サービスの充実が課題となっています。
- ・ 年に1度開催してきた「せらパラふれあい交流会」（障害者社会参加支援事業）は、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。また、「あいサポートアート展」や身体障害者福祉協会の行事などは毎年行われていますが、参加者の減少が課題となっています。

《啓発広報と地域福祉の推進》

- ・ 普及啓発活動としては、町広報誌に「障害児・者つうしん」のコーナーを設け、年に1度は取材による特別編を掲載しています。また、身体障害者福祉協会に補助金を交付し、会員による自主的な活動を支援しています。民生委員児童委員協議会には「高齢者及び障害者福祉部会」を設け、地域で障害児・者への声掛けや見守り活動を行っています。
- ・ 各地区では自治センターや集会所を中心に、常設サロンや居場所づくり事業が行われており、障害の有無に関わらず住民主体の福祉活動が充実してきています。

《生活環境の整備》

- ・ すべての人が安全安心に暮らすためにユニバーサルデザインに基づくまちづくりを継続して推進する必要があります。
- ・ 障害者の移動手段を確保するための自動車運転免許取得費・改造費給付制度や、移動に係る交通費の負担を軽減するための通院助成金支給制度を利用する人は多くなっています。

● 施策の体系

障害者福祉の充実

1 障害者差別解消法の遵守

(1) 障害者差別解消法の遵守

2 体制づくり

(1) 情報提供と相談支援体制の充実

(2) 発達支援・教育体制の充実

(3) 社会参加の推進

(4) 啓発広報と地域福祉の推進

(5) 生活環境の整備

●具体的な施策

1 障害者差別解消法の遵守

(1) 障害者差別解消法の遵守

障害者差別解消法に基づき、行政や民間機関による障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者の権利擁護と虐待防止に向け、ネットワークの強化を図ります。

2 体制づくり

(1) 情報提供と相談支援体制の充実

障害者の自己決定とその立場に立ったサービス提供を前提に、安心してサービスを利用できるように量及び質の確保を図るとともに、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう適切な情報提供と相談支援体制の充実を図ります。

(2) 発達支援・教育体制の充実

障害児などが社会の一員として、主体性を発揮し、自己実現をめざした生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの特性に応じた適切な発達支援及び教育の充実を図ります。

(3) 社会参加の推進

ア 障害者が就労を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活が送れるよう、障害者の働く権利、多様な雇用・就労の場の実現を図ります。

イ 身近な地域でのさまざまな活動に参加することで、生きがいのある生活が送れるよう支援します。

(4) 啓発広報と地域福祉の推進

ア 障害者（児）が、地域社会の一員として自分らしく生活し、地域活動へ参画するなど自己実現を可能とするため、偏見や誤解を取り除くことはもとより、障害者（児）が直面する問題を地域の問題と認識するため、普及啓発活動や共に活動する機会を提供し、共生社会の実現をめざします。

イ 各自治センターなどを拠点として、居場所づくり活動や通いの場などを活用して健康づくり活動や生涯学習活動などの取り組みを支援します。

(5) 生活環境の整備

ア 障害の有無に関わらず、誰もがその能力を最大限発揮し、安全安心に生活できるよう、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

イ 障害者の移動手段を確保するため、自動車運転免許取得費・改造費給付制度や、移動に係る交通費の負担を軽減するための通院助成金支給制度を継続します。

基本目標 1

健幸づくり



基本施策 1-3

地域福祉の充実

施策 1-3-3

住民福祉の充実



施策の 基本方針

- 1 ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るよう、相談・指導體制の充実を図るとともに、生活支援や経済的自立に向けた支援の充実に努めます。
- 2 生活困窮者の生活の安定を図り、自立を促進していくため、相談・指導の充実や各種施策・制度の有効な活用を図ります。
- 3 国民健康保険事業の健全運営に努めるとともに、運営の広域化を推進します。また、無年金者の発生を防ぐため、国民年金制度の周知徹底と対象者の加入促進を図ります。

●現状と課題

【ひとり親家庭】

- ・相談・指導體制を今後も継続して充実する必要があります。
- ・ひとり親家庭の負担は親子ともに経済的にも精神的にも大きく、近年離婚率は減少しているものの高い割合を示しており、医療費の助成を継続することで経済的負担を軽減する必要があります。

【低所得者への福祉】

《自立の支援》

- ・低所得者に対し各種施策・制度を活用し、自立の支援を今後も継続する必要があります。

【社会保険制度】

《国民健康保険の健全運営と広域化の推進》

- ・国民健康保険の健全運営と広域化を今後も継続して推進する必要があります。

《国民年金制度への加入の推進》

- ・国民年金制度は、すべての人が安心して暮らしていくため、世代間で支え合う制度です。国民年金制度の周知徹底と対象者の加入促進を図ります。

● 施策の体系

住民福祉の充実

1 ひとり親家庭の福祉の充実

(1) 相談・指導体制の充実

(2) 生活の安定と自立の支援

2 低所得者への福祉の充実

(1) 各種制度などの適正な運用

(2) 自立の支援

3 社会保険制度の適正な運営

(1) 国民健康保険の健全運営と広域化の推進

(2) 国民年金制度への加入の推進

● 具体的な施策

1 ひとり親家庭の福祉の充実

(1) 相談・指導体制の充実

生活の安定と自立支援を図るため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などとの連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

(2) 生活の安定と自立の支援

ア ひとり親家庭の医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

イ 生活の安定を図るため、生活支援の充実を図ります。

ウ 経済的自立を促進していくため、各種施策・制度の周知と有効な活用を促進するとともに、関係機関と連携し、雇用情報の提供や技能・資格の取得支援を行います。

2 低所得者への福祉の充実

(1) 各種制度などの適正な運用

生活困窮者の実情の把握に努め、各種制度の適正な運用に努めます。

(2) 自立の支援

- ア 自立を促進していくため、民生委員・児童委員などとの連携を強化し、生活相談や情報提供を通じた指導助言の充実を図ります。
- イ 経済的自立と生活意欲を助長していくため、各種施設・制度の有効な活用を図ります。

3 社会保険制度の適正な運営

(1) 国民健康保険の健全運営と広域化の推進

- ア 国民健康保険事業の健全運営を推進するため、適正受診対策を推進するとともに、被保険者の健康意識の向上を図ります。また、保険税の適正な賦課に努めるとともに、負担の公平を図るため、収納率の向上を図ります。
- イ 運営の広域化の取り組みを推進します。

(2) 国民年金制度への加入の推進

- ア 無年金者の発生を防止するため、国民年金制度についての広報・啓発活動を充実し、年金制度の普及・周知徹底と対象者の加入の促進に努めます。
- イ 保険料の申請免除制度の周知に努めます。



基本目標2

ものづくり



基本施策 2-1

産業の振興

施策 2-1-1

農林業の振興



施策の 基本方針

- 1 農業の発展と活性化を図るため、農業生産基盤、農業振興体制の整備を進め、農地の保全と農業経営の安定・合理化を推進するとともに、地域の特性を活かした新たな農業を展開します。
- 2 森林の多面的機能を図るため、豊かな森林づくりを推進するとともに、森林の多様な活用を図ります。

●現状と課題

【農業】

《農業生産基盤や農業生産体制の整備》

- ・本町の農業は、地域経済を支える基幹的産業であり、食料の安定供給をはじめ、自然環境の保全など地域社会の発展に大きな役割を果たしています。
- ・農業振興に係る諸計画により、農業生産基盤の保管理と整備、農業生産体制の整備などを推進していますが、今後も継続する必要があります。
- ・有害鳥獣被害の取り組みについては捕獲活動をはじめ侵入防止柵や緩衝帯（バッファゾーン）の設置支援や集落単位で個体の潜みにくい環境づくり研修を行っています。

《農業後継者・担い手の育成・確保》

- ・若い農業者同士の情報交換を目的として、平成29年（2017年）3月に「若手農業者ネットワーク」が設立され、活動を行っていますが、地域の高齢化や農業の担い手不足が課題となっており、農業後継者の育成を今後も継続して推進する必要があります。

《産地の育成》

- ・生産性の高い産地の育成を今後も継続して推進する必要があります。
- ・果樹振興を促進するため、「世羅町果樹産地構造改革計画」に基づき産地化を図る必要があります。

《特産品開発と地域の活性化》

- ・世羅高原6次産業ネットワークやオール世羅プロジェクト活動などへの支援を行い、特産

品・加工品の開発や地域の活性化のための取り組みを継続し推進する必要があります。

《世羅ブランドの認証制度の促進》

- ・世羅ブランド認証制度を促進し、高品質な農産物の産地としてのブランドの確立を図る必要があります。

《新たな農業の展開》

- ・農業のデジタル化や、ロボット技術・ICT（情報通信技術）を活用した省力生産、高品質生産を実現する新たな農業（次世代農業）の推進を図る必要があります。
- ・担い手となる経営体の育成や経営力強化のための経営環境の整備などについて、国や県の関係機関などとの連携を進める必要があります。

《販路拡大の推進》

- ・農業収益の拡大と安定化を図るため、農業協同組合などと連携し、生産者などが町内外の流通業者を活用して販路を拡大する取り組みを支援し販路拡大を図る必要があります。

【林業】

《林業振興》

- ・林業の振興のため、森林の活用を今後も継続して推進する必要があります。

《林業資源の保全・育成》

- ・林業資源を保全・育成するため、ひろしまの森づくり事業及び森林経営管理制度を活用し、手入れ不足となっている森林の適切な管理などの整備・保全の促進を図る必要があります。また、林地残材の活用について、今般の林業情勢を踏まえ、森林組合をはじめ関係機関と連携を図り検討を進める必要があります。

●施策の体系

農林業の振興

1 農業の振興

- (1) 農業振興に係る諸計画の推進
- (2) 世羅ブランドの認証制度の促進
- (3) 農業生産基盤の保全管理と整備
- (4) 農業生産体制の整備
- (5) 農業後継者・担い手の育成・確保
- (6) 生産性の高い産地の育成
- (7) 特産品開発と地域の活性化
- (8) 新たな農業の展開
- (9) 販路拡大の推進

2 林業の振興

(1) 林業振興の推進

(2) 林業資源の保全・育成

(3) 森林の活用

● 具体的な施策

1 農業の振興

(1) 農業振興に係る諸計画の推進

令和3年度（2021年度）から10年間の「第2次世羅町農業振興ビジョン」などの農業振興に係る諸計画を新たに策定する予定です。「第2次世羅町農業振興ビジョン」を指針とし、総合的な振興に努めます。

(2) 世羅ブランドの認証制度の促進

世羅ブランド認証制度を促進するとともに、販路開拓などに取り組みます。

(3) 農業生産基盤の保全管理と整備

ア これまで整備されてきた農業用水路、ため池などの農業用施設は、機能診断に基づく保全対策を通じ、施設の長寿命化を図るための管理や整備を実施します。

イ 生産性の高い農業生産基盤の整備に取り組み、高度利用支援（水田の排水対策や高収益作物導入）への整備を促進します。

(4) 農業生産体制の整備

ア 担い手の規模拡大、担い手への農地集積を効率的に進めるため、集落での話し合いを基本とする、人・農地プランの策定を支援するとともに、農地集積に際しては、農地中間管理機構と連携するなど、効率的な農地集積を促進します。

イ 耕作放棄地の発生を防止し、集落単位の中山間地域農業の維持保全と振興を図るため、中山間地域等直接支払制度の効果的な活用を推進します。

ウ 農産物価格の下落や機械・資材コストの上昇、労働力不足などの問題を克服するため、機械や労働力の共同利用、資材の共同購入によるコスト低減を促すなど、集落法人などの担い手間連携を支援します。

エ 農業関係の企業的経営体や農外企業の誘致を関係機関と連携し推進します。

オ 有害鳥獣の捕獲体制の強化や侵入防止、環境整備の3つを柱に対策に取り組むとともに、より効果的な対策の検討と普及に努めます。

カ 平成30年度（2018年度）に策定した「世羅町鳥獣被害防止計画」に基づき、捕獲などをした対象鳥獣の有効活用（ペットフードなど）に関する情報収集に努めます。

(5) 農業後継者・担い手の育成・確保

- ア 認定農業者の確保と拡大を図るとともに、各関係機関と連携し、技術指導や経営指導、各種研修を実施し、経営感覚の向上を促進しつつ、若年農業後継者の育成も図ります。
- イ 意欲的に農業に取り組む農家に対し、農地の集積などの規模拡大に向けた支援を図り、認定農業者の育成確保に努めます。
- ウ 地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後の将来について、農業者自らが地域農業の将来を考え、目標を定めていく取り組みである「人・農地プラン」を推進します。
- エ 世羅産業創造大学の運営を継続し、独立・自営就農者や雇用就農者の育成に向けた栽培技術や経営管理能力を高めるための研修を行います。
- オ 就農者の農地確保や、地域との相談窓口となる集落法人、認定農業者との関係づくりなど就農後のサポートなどを含め、世羅産業創造大学のカリキュラムを充実します。

(6) 生産性の高い産地の育成

- ア 水稻については、農地の流動化・集積化による経営基盤の拡充を促進し、低コストで効率的な農業経営を推進します。また、「売れる米づくり」の実現を図るため、特別栽培米の生産拡大に取り組むほか、米価変動に対応するため、飼料用米・麦・大豆・園芸作物などの生産拡大も推進します。
- イ 果樹振興の促進を図るため、「世羅町果樹産地構造改革計画」に基づき産地化を図ります。
- ウ 野菜・果樹については、施設化を推進します。また、果樹の老木化対策、生食用ぶどうの産地力強化、ワイン原料としてのぶどうの安定供給体制の確立なども推進します。
- エ 畜産については、環境負荷の軽減を図るため、耕畜連携による有機資源の活用を図るとともに、コスト低減や品質の向上を促進し、経営体質の強化と健全化を推進します。また、後継者の育成や担い手の確保、企業的経営体の育成などに努めます。
- オ 食料・農業・農村基本計画」や米政策改革基本要綱を踏まえた経営所得安定対策を推進します。

(7) 特産品開発と地域の活性化

世羅高原6次産業ネットワークやオール世羅プロジェクト活動などへの支援を行い、特産品・加工品の開発や地域の活性化のためのイベントなどを推進します。

(8) 新たな農業の展開

- ア 農業のデジタル化や、ロボット技術・ICT（情報通信技術）を活用した省力生産、高品質生産を実現する新たな農業（次世代農業）の推進を図ります。
- イ 担い手となる経営体の育成や経営力強化のための経営環境の整備などについて、国や県の関係機関などとの連携を進めます。

(9) 販路拡大の推進

農業収益の拡大と安定化を図るため、農業協同組合などと連携し、生産者などが町内外の流通業者を活用して販路を拡大する取り組みを支援します。

2 林業の振興

(1) 林業振興の推進

- ア 「世羅町森林整備計画」に基づき、総合的かつ計画的な林業施業に取り組み、森林組合及び関係機関と連携を図りながら、林業の振興を促進します。
- イ 森づくりメニューのさまざまな事業を活用し、保全活動や体験活動を通じ、森林整備に取り組みます。

(2) 林業資源の保全・育成

- ア ひろしまの森づくり事業及び森林経営管理制度を活用し、手入れ不足となっている森林の適切な管理など、整備・保全の促進を図ります。
- イ 林地残材の活用については、今般の林業情勢を踏まえ、関係機関と連携を図り検討を進めます。
- ウ 自然災害などの防災のため、治山治水整備を森林組合をはじめ関係機関と連携し、災害に強い森づくりに取り組みます。

(3) 森林の活用

森林保全活動や体験活動の場を提供できる環境を整備促進し、森林の活用を推進します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
6次産業化支援件数（延べ数）	1件	5件	



基本施策 2-1

産業の振興

施策 2-1-2

商工業の振興



施策の基本方針

- 1 本町における商工業の振興を図るため、商工会と連携し、多様な流通形態の変化に対応した商店経営の近代化・高度化を促進するとともに、魅力と賑わいのある商業環境の整備を推進します。
- 2 企業活動の活性化を推進していくため、地域資源を活かした産業の育成や起業などを支援し、中小企業対策の充実に努めるとともに、新たな企業誘致を促進します。

●現状と課題

【商業の振興】

- ・町内には、国道432号バイパス沿線などに売り場面積1,000㎡以上の大型小売店舗が集積し、独立型の地区型商圈を形成していますが、日常生活の広域化に伴い、県内の他都市などへの買い物客の流出が続いています。また、旧道沿いの商業地においては、賑わい空間としての活力が失われつつあるため、新たな魅力づくりが求められています。
- ・商店経営の近代化・高度化を今後も継続して推進する必要があります。

【企業活動の活性化】

《中小企業の支援》

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者への対応が必要となります。

《事業承継の支援》

- ・経営者の高齢化などにより、中小企業者の事業承継は深刻な問題となっています。

● 施策の体系

商工業の振興

1 商業の振興

(1) 商店経営の近代化・高度化の推進

2 工業の振興

(1) 中小企業対策の充実

3 企業活動の活性化

(1) 起業などの促進

(2) 企業誘致の促進

(3) 中小企業の支援

(4) 事業承継の支援

● 具体的な施策

1 商業の振興

(1) 商店経営の近代化・高度化の推進

- ア 小売店舗の経営指導体制などの強化を促進するため、その推進母体となる商工会の活動を支援します。
- イ 経営基盤の強化を図るため、各種融資制度の有効な活用を促進するとともに、人材の育成を支援します。
- ウ 新しい生活様式の実践など消費者の多様なニーズに対応するため、商店の経営の近代化、高度化の取り組みを支援します。

2 工業の振興

(1) 中小企業対策の充実

- ア 経営基盤の強化や新しい生活様式へ対応するため、商工会と連携し、経営の近代化・高度化を推進するとともに、各種融資制度の有効な活用を促進します。
- イ 工業の振興を図るため、新たな経営発展に向けた取り組みなどを支援し、地域産業の活性化と雇用の確保を促進します。

3 企業活動の活性化

(1) 起業などの促進

「認定創業支援等事業計画」（平成27年度（2015年度）策定・令和2年度（2020年度）変更認定）に基づき、支援を実施します。

(2) 企業誘致の促進

情報通信基盤の整備を推進するとともに、サテライトオフィスやICT事業者などの誘致を促進します。

(3) 中小企業の支援

ア 地域経済や雇用を支える中小企業の成長発展及び持続的発展を促進するため、商工会や金融機関と連携し、各種支援策の提供を行います。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支援する取り組みなどを、状況に応じ実施します。

ウ 新しい生活様式の実践に対応するための支援を事業者に対し実施します。

(4) 事業承継の支援

地元企業が培ってきた経営資源を次世代に引き継ぐことにより地域活性化を図るため、商工会、事業引継ぎ支援センターや金融機関などとの連携により、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援するとともに、事業承継を契機とした後継者による新たな事業展開なども支援します。

●みんなをめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
創業支援者数	21件	10件	
創業者数	8件	7件	

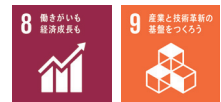


基本施策 2-1

産業の振興

施策 2-1-3

観光の振興



施策の 基本方針

- 1 地域の特性を活かした特色ある観光を推進していくとともに、周遊型・滞在型観光ネットワークの強化など観光資源の有効活用を図ります。
- 2 地域が連携した推進体制を確立し、受け入れ体制を強化するとともに、観光・PRの充実を図ります。

●現状と課題

【観光振興の推進体制】

《世羅町観光振興基本計画の推進》

- ・本町は、豊かな自然と穏やかな気候に恵まれ、観光農園を中心に、レクリエーション施設などが立地しています。
- ・こうした特性を踏まえ、本町では、従来から果樹と花を中心とした観光農園による広域的な観光を展開し、「せら夢公園」、「道の駅 世羅」の開設や、統一した案内板の設置を行っており、世羅町観光協会や世羅高原6次産業ネットワークなどが積極的な活動を行っています。
- ・平成28年度（2016年度）に「世羅町観光振興基本計画」を策定し、本町の特性を活かした観光振興を推進していますが、観光需要は常に変動しているため、常に実態把握をする必要があります。

《総合的な観光振興体制》

- ・世羅町観光協会を窓口として、観光振興基本計画推進事業を実施し、民間事業者の連携を推進してきましたが、実施件数が減少の傾向にあります。より多くの事業に活用できる方法など検討していく必要があります。

《観光需要変動への対応と新たな観光振興策》

- ・新型コロナウイルス感染症などの対策のため新しい生活様式を実践する必要があります。
- ・広域連携及び観光拠点機能の充実を図り、・本町の特性を活かした特色ある新たな観光形態と多様な交流を推進する必要があります。
- ・社会情勢を踏まえて、将来の観光客づくりに向けた取り組み内容や方法を検討する必要があります。

【受け入れ体制と観光PR】

- ・インバウンドに対応した多言語化やW i - F i 環境の充実などを進める必要があります。

● 施策の体系

観光の振興

1 観光振興推進体制の確立及び交流活動の推進

- (1) 世羅町観光振興計画の推進と各種調査の実施
- (2) 総合的な観光振興・マネジメントを担う体制の確立
- (3) 広域連携の推進
- (4) 観光拠点機能の充実
- (5) 特色ある観光の推進及び多様な交流の推進
- (6) 観光需要変動への対応
- (7) 将来の観光客づくりに向けた取り組み

2 受け入れ体制の整備と観光PRの推進

- (1) 受け入れ体制の整備
- (2) 宣伝・誘致活動の強化

● 具体的な施策

1 観光振興推進体制の確立及び交流活動の推進

(1) 世羅町観光振興計画の推進と各種調査の実施

- ア 「世羅町観光振興基本計画」を指針として、総合的な振興に努めます。
- イ 世羅町の観光に関する実態を定量的に把握するため、統計データ分析やアンケートなどの各種調査を実施します。

(2) 総合的な観光振興・マネジメントを担う体制の確立

- ア 世羅町観光協会を中心として、各種関連団体と事業ごとに横断的な組織を形成しながら、計画の推進を図ります。
- イ 目的などに応じ、民間事業者のマッチングなどの取り組みを行うことで連携を促進するとともに、多彩な観光プログラムづくりを支援します。

(3) 広域連携の推進

- ア 他の自治体などと連携した広域的な観光ルートづくりや商品造成に取り組みます。
- イ 近隣の拠点都市との連携を強化し、誘客につなげます。

(4) 観光拠点機能の充実

- ア 中国やまなみ街道からの玄関口として、「道の駅世羅」の観光拠点機能を拡充し、町内での周遊促進に取り組みます。
- イ フルーツロード、フラワーロードの中心地として、「せら夢公園」の観光拠点機能を拡充し、町内での周遊促進に取り組みます。

(5) 特色ある観光の推進及び多様な交流の推進

- ア 観光農園や農家民宿などを含む農業体験観光の支援を行います。
- イ 今高野山や銀山街道など地域の歴史・文化資源を有効に活用した観光メニューの充実を図ります。
- ウ 町内の観光資源を有効に活用し、インバウンドや滞在型観光の促進を図ります。
- エ 世羅高等学校の知名度を活かした「せら高原RUNRUNプロジェクト」などを通じたスポーツ合宿の誘致などを実施します。

(6) 観光需要変動への対応

感染症対策などを含めた社会情勢や観光需要の変化に対応できるよう、関係機関との連携を図ります。

(7) 将来の観光客づくりに向けた取り組み

WEBプロモーションの活用などにより、旅前において世羅町に興味関心を持ち、素晴らしいと感じてもらえる仕組みをつくります。

2 受け入れ体制の整備と観光PRの推進

(1) 受け入れ体制の整備

- ア 町有観光施設のあり方を検討し、適正な維持管理、その周辺における環境美化、統一のとれた案内板などの整備に努めます。
- イ 多言語化表記やWi-Fi環境の拡充、トイレの洋式化、バリアフリー化など時代の要望、変化に対応した改修整備に努めます。
- ウ 周遊タクシーの導入などの実証実験実施を含め、二次交通や周遊のあり方についての検討を行います。

(2) 宣伝・誘致活動の強化

- ア インターネットや観光パンフレット、テレビCMなど、あらゆる媒体を活用した観光情報の提供に努めるとともに、インバウンドに向けた多言語化を促進します。
- イ 広島県や周辺市町と連携した観光キャンペーンの実施など広域的な観光PRを展開します。
- ウ 公共交通機関や観光業者・報道機関などとの連携を強化し、効果的な観光PRを推進します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
観光消費額	2,652百万円	3,900百万円	
入込観光客数	1,940千人	2,220千人	

基本目標3

人づくり



基本施策 3-1

生涯学習社会の形成

施策 3-1-1

学校教育の充実



施策の 基本方針

- 1 就学前の子どもに関する教育などを総合的に提供するため、幼児教育の充実を図ります。
- 2 児童・生徒の確かな学力の定着を図り、豊かな心と健やかな体を育て、郷土への誇りと国際感覚をもった人材を育てる学校教育の充実を図ります。
- 3 安全で快適な学校教育環境の整備を図るとともに、学校内や登下校時における児童・生徒の安全確保に努めます。

●現状と課題

【幼児教育】

- ・広島県教育委員会幼児教育アドバイザーの活用、幼児教育に係る研修などにより、幼児教育の充実に努めています。

【学校教育】

《確かな学力をつける教育》

- ・「世羅教育大綱」及び「世羅町教育プラン」に基づき、国や県の動向を踏まえながら、生きる力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざし、授業改善を推進しています。
- ・特別支援教育研修などを実施し、個の実態に応じた指導・支援の充実を図っています。また、就学については、就学前に学校見学を実施するなど、本人や保護者の意向を踏まえ、関係課と連携しながら取り組んでいます。
- ・幼保小連携協議会、小中連携協議会、各種研修などを通して、各学校段階において児童・生徒のめざす姿を共有し、円滑な接続を図っています。

《豊かな心を育てる教育》

- ・ 道德教育推進協議会などにおいて、道德教育の在り方や「特別の教科 道德」の授業改善などについて研修を重ねています。また、校内で生徒指導体制を構築し、組織的に一貫性のある指導に取り組んでいます。
- ・ 「山・海・島」体験活動やせらゆめトライアル・ウィーク、本物体験事業の実施など、教育課程の中でさまざまな体験活動を設定しています。
- ・ 各学校において、年間を通して地域の伝統に根差した学校文化の創造に取り組んでいます。その取り組みの成果は「輝くせらの学校文化発表会」などを通して、他校や地域に発信しています。

《たくましく、健やかな体を育てる教育》

- ・ 学級活動などで基本的な生活習慣について指導したり、保健だよりなどにより保護者への啓発を図ったりしています。また栄養教諭や外部講師による食育指導を実施するなど、充実に努めています。
- ・ 児童・生徒の体力・運動能力について課題を明確にし、その克服に向けスポーツ推進講師による指導の機会を設けています。指導を受けた内容については、改善がみられます。
- ・ 災害などの非常事態発生時の対応に関する校内研修を実施するとともに、関係機関と連携した避難訓練を実施しています。

《郷土への誇りと国際感覚を持った人材を育てる教育》

- ・ 各教科、総合的な学習の時間などにおいて、ふるさと学習を位置づけています。世羅町を好きな児童・生徒の割合は9割を超えており、取り組みの成果を上げています。
- ・ 各校でキャリア教育全体計画を作成し、取り組みの充実に努めています。
- ・ 世羅町中学生海外研修や教職員を対象とした外国語教育研修を実施し、国際理解教育の充実に努めています。

【教育環境の整備】

《施設・設備の整備》

- ・ 平成26年度（2014年度）から3か年計画によりICT機器を順次整備をしてきました。
- ・ 学校トイレ洋式化工事の実施と小中学校全普通教室への空調設備の整備などを計画的に進めてきました。
- ・ 現学校給食センター施設の老朽化や今後の児童数の推移を検証し、安全安心で効率的な学校給食センターの運営を行うため、「今後の世羅町学校給食センターの在り方についての提言書」を作成しました。また、「世羅町学校給食基本構想」の策定に向けて、検討を始めました。

《安全対策の強化》

- ・ 関係機関・保護者・地域とともに登下校時の見守りをするすることで、児童・生徒が安全に登校することができています。
- ・ 通学路の安全点検を関係課とともに実施し、児童・生徒が安全に登下校できるよう配慮しています。

《地元高校の支援》

- ・次世代を担う人材の確保及び育成をするため生徒募集・学習環境の整備・部活動の活性化・農業研修への支援を行うとともに、総合的な学習において世羅町の課題解決をテーマに高校と各事業課が連携する中で実施しました。世羅高等学校の生徒確保について取り組みを行っていますが、入学者数は、減少傾向となっています。

● 施策の体系

学校教育の充実

1 幼児教育の充実

(1) 幼児教育の充実

2 学校教育の充実

(1) 確かな学力をつける教育の推進

(2) 豊かな心を育てる教育の推進

(3) たくましく、健やかな体を育てる教育の推進

(4) 郷土への誇りと国際感覚を持った人材を育てる教育の推進

3 教育環境の整備

(1) 施設・設備の整備

(2) 安全対策の強化

(3) 地元高校の支援

● 具体的な施策

1 幼児教育の充実

(1) 幼児教育の充実

就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、幼児教育の充実を図ります。

2 学校教育の充実

(1) 確かな学力をつける教育の推進

- ア 生きる力としての学力の向上を図るため、小中連携による教育を推進し、ICTを有効に活用するなどして、子どもたちの基礎基本の学力を着実に定着させ、思考力・判断力・表現力などの能力の向上に努めます。
- イ 特別支援教育の充実を図るため、障害のある児童・生徒の就学について、指導内容や指導体制の充実に取り組むとともに、障害に応じた教育や教育環境の整備に努めます。
- ウ 保育所、認定こども園の保育環境から、小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、幼保小連携の強化を推進します。また、小学校から中学校への円滑な接続を図るため、小中連携の強化も推進します。

(2) 豊かな心を育てる教育の推進

- ア 命を大切にし、他人を思いやる心の育成などの道德教育の充実を図り、生徒指導を推進します。
- イ 豊かな心を育むため、自然体験、ボランティア活動、地域活動など多様な体験活動の機会の確保を図ります。
- ウ 特色ある学校文化の創造を図るため、創造性や精神性を育む学校文化づくりに努めます。

(3) たくましく、健やかな体を育てる教育の推進

- ア 家庭と連携し、基本的生活習慣の確立に向けた指導の充実に努めるとともに、健全な食習慣を身につけるため、食育の指導の充実も図ります。
- イ 体力・運動能力の向上を図るため、小・中学校におけるスポーツ活動を推進します。
- ウ 自然災害、犯罪、事故から身を守るための防災教育・安全教育の充実に努めます。

(4) 郷土への誇りと国際感覚を持った人材を育てる教育の推進

- ア 生まれ育っている郷土を知り、郷土愛を育むため、ふるさと学習を推進します。
- イ キャリア教育の充実を図ります。
- ウ 国際理解教育の推進を図ります。

3 教育環境の整備

(1) 施設・設備の整備

- ア ICT環境の整備を進めるなど、デジタル化に対応した設備の充実と維持管理に努めます。
- イ 学校施設の計画的な改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。
- ウ 学校給食センターの再編整備を図ります。

(2) 安全対策の強化

- ア 児童・生徒を犯罪から守るため、毎月11日を「学校安全の日」として定め、学校の安全対策の強化や登下校時の安全確保について、関係機関・保護者・地域が一体となった取り組みを進めます。
- イ 児童・生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学路の整備を図ります。また、通学の利便性の向上を図ります。

(3) 地元高校の支援

世羅高等学校における生徒数確保や学習環境に関する支援を行い、将来を担う人材の育成・確保を図ります。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
世羅町が好きと感じる 小・中学生の割合	93.5%	94%以上	
夢や目標があると感じる 小・中学生の割合	89.9%	91%以上	



世羅町子ども議会



基本施策 3-1

生涯学習社会の形成

施策 3-1-2

社会教育の充実



施策の
基本方針

- 1 住民による自主的な社会教育活動の団体・グループの育成や支援に努めるなど、社会教育支援体制の充実を図ります。
- 2 自治センターを拠点とした活動の充実を促進するとともに、大学などの教育機関の協力のもとに、教養講座などの学習機会を提供するほか、社会教育施設などを活用した社会教育事業を実施します。また、中央図書館方式による図書館整備を進めます。

●現状と課題

【豊かな知性を育む社会教育の推進】

《住民の主体的な活動につながる社会教育の推進》

- ・社会の成熟化や自由時間の増大、ライフスタイルの多様化などに伴い、住民の学習需要は高まり、内容的にも多様化・高度化しています。
- ・本町の社会教育は、広域的・総合的な社会教育の推進に取り組んでおり、各地区住民自治組織単位での社会教育事業や各種サークル活動、せら文化センターやせらにシタウンセンターで町内全体での文化芸術活動を行うなど多様な学習機会を提供しています。
- ・町内の社会教育施設をはじめ生涯学習の拠点施設である自治センターやさまざまな場所を学びの場として活用しながら住民の主体的な活動につながる社会教育事業を展開しています。
- ・社会教育関連のイベント情報を教育委員会ホームページで提供し、社会教育団体・グループへの参加者の増加につながっています。

《読書活動の推進と社会の変化に対応する学習機会の提供》

- ・本に関連したさまざまな事業を展開し「くらしの中に本がある」環境づくりに努めることで図書館利用と読書活動の促進を図るとともに、今後も県内の大学などと連携し、ライフステージに応じた多様で専門的な学習機会を提供する必要があります。

《施設の整備と有効利用》

- ・中央図書館方式による図書館整備に向けた取り組みを進めながら、当面は3館体制を基本に施設を改善するとともに、各図書館に司書を配置し、利用の促進を図る必要があります。

● 施策の体系

社会教育の充実

1 社会教育推進体制の確立

(1) 社会教育支援体制の充実

2 豊かな知性を育む社会教育の推進

(1) 住民の主体的な活動につながる社会教育の推進

(2) 読書活動の推進と社会の変化に対応する学習機会の提供

(3) 施設の整備と有効利用

● 具体的な施策

1 社会教育推進体制の確立

(1) 社会教育支援体制の充実

- ア 住民による自主的な社会教育活動の団体・グループの育成や支援に努めるとともに、団体・グループ相互の連携や交流を促進し、新たな生活様式に配慮した活動の活性化を図ります。また、指導者やボランティアなどの人材の発掘・養成に努めます。
- イ 住民が気軽にさまざまな社会教育事業に参加できるよう、ホームページや町広報誌などを活用し、社会教育に関する情報をきめ細かく提供します。

2 豊かな知性を育む社会教育の推進

(1) 住民の主体的な活動につながる社会教育の推進

町内の社会教育施設をはじめ生涯学習の拠点施設である自治センターやさまざまな場所を学びの場として活用しながら住民の主体的な活動につながる社会教育事業を展開します。

(2) 読書活動の推進と社会の変化に対応する学習機会の提供

本に関連したさまざまな事業を展開し「暮らしの中に本がある」環境づくりに努めることで、図書館利用と読書活動の促進を図ります。また、県内の大学などと連携し、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供します。

(3) 施設の整備と有効利用

ア 電子図書を導入を含め、良書に親しむ図書館機能の充実を図るため、中央図書館方式による図書館整備を進めます。中央図書館方式による図書館においては、子どもを連れてくる人でも気軽に利用できる環境を整備します。

イ せら文化センターやせらにシタウンセンターなどの機能を十分発揮していくよう、老朽化に対応した計画的な改修整備や機能・設備の更新を図ります。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
せら文化センター、せらにシ タウンセンターの利用者数	64,951人	74,000人	
住民一人あたりの貸し出し冊数	3.9冊	5.0冊	



読書活動の推進



基本目標3

人づくり



基本施策 3-1

生涯学習社会の形成

施策 3-1-3

文化財の保護・活用と文化芸術活動の振興



施策の 基本方針

- 1 地域の歴史文化を次世代に継承していくため、文化財の保護と調査に努めます。
- 2 文化の向上を図るために、感動や生きる喜びを喚起する質の高い文化・芸術に親しむ機会を提供します。
- 3 地域における文化活動の充実を推進していくため、住民の文化活動や文化団体などを支援します。

●現状と課題

【文化財の調査・保護と活用】

- ・文化財保護法と文化財保護条例に基づき文化財保護と継承に取り組むとともに、指定文化財の周辺整備や修繕及び看板設置などの環境整備に努める必要があります。
- ・「だんじり仁輪加狂言」や「神殿入り-神殿入り・神楽・夜の御幸-」などの無形民俗文化財の保存と継承を推進する必要があります。
- ・地域の豊かな自然・歴史・伝統芸能など、地域の特性を活かした特色ある講座などを通じて文化財保護・継承に携わるボランティアの養成及び活動を推進する必要があります。

【文化・芸術にふれあう機会の提供】

- ・本町は、その大部分が中世庄園大田庄として高野山領となり、寺院を中心に繁栄し、重要な文化的遺産・歴史的遺産が、数多く存在しています。
- ・優れた文化・芸術にふれあう機会の提供を今後も継続して推進する必要があります。

●施策の体系

文化財の保護・活用と文化芸術活動の振興

- | | | |
|----------------------|---|------------------------|
| 1 文化財の調査・保護と活用 | — | (1) 文化財の調査・保護と活用 |
| 2 優れた文化・芸術にふれあう機会の提供 | — | (1) 優れた文化・芸術にふれあう機会の提供 |
| 3 文化・芸術活動の推進 | — | (1) 文化・芸術活動の推進 |

●具体的な施策

1 文化財の調査・保護と活用

(1) 文化財の調査・保護と活用

- ア 文化財保護法と文化財保護条例に基づき、文化財保護と継承に取り組みます。具体的には、指定文化財の周辺整備や修繕及び看板設置などの環境整備に努めます。また、「だんじり仁輪加狂言」や「神殿入り-神殿入り・神楽・夜の御幸-」などの無形民俗文化財の保存と継承を推進していきます。さらに、地域の豊かな自然・歴史・伝統芸能など、地域の特性を活かした特色ある講座などを通じて文化財保護・継承に携わるボランティアの養成及び活動を推進します。
- イ 大田庄歴史館や世羅郷土民俗資料館などを活用した文化財展示や講演会などの各種事業を実施します。

2 優れた文化・芸術にふれあう機会の提供

(1) 優れた文化・芸術にふれあう機会の提供

町民ギャラリーや各種文化公演などの開催機会の拡充に取り組みます。県美展の巡回展を継続して開催し、文化・芸術に親しむ機会を提供します。

3 文化・芸術活動の推進

(1) 文化・芸術活動の推進

- ア 住民の自主的な文化活動を支援するとともに、住民が気軽に文化活動できる場の提供及び発表の機会の充実に努めます。
- イ 地域の文化団体・サークルの活動を支援するとともに、指導者の確保に努めます。
- ウ 多彩な文化イベントの開催や文化団体・サークルの活動状況など各種文化情報の提供の充実に努めます。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
町民ギャラリー来場者数	3,765人	4,100人	
歴史館、民俗資料館来場者数	2,461人	3,000人	



史跡・文化財について学ぶ小学生



基本施策 3-1

生涯学習社会の形成

施策 3-1-4

スポーツと体力づくりの振興

施策の
基本方針

- 1 地域におけるスポーツと体力づくり活動の活性化を推進するよう、町民一人1運動・1スポーツ参加の促進、生涯スポーツの普及と指導者の育成・支援、競技スポーツの振興と関係団体の活動支援を実施します。
- 2 スポーツ施設の管理計画を策定し、計画に沿って改修などを進め、施設の有効利用を推進します。

●現状と課題

【スポーツの振興】

- ・本町のスポーツ活動については、世羅町スポーツ推進委員協議会などと連携し、スポーツの普及啓発、各種大会の開催などを通じた事業の展開を行うとともに、スポーツ少年団などの各種スポーツ団体・サークルが組織され活動を行っています。
- ・町内には、身近なスポーツ活動の場として、各地域にスポーツ広場などが整備されているほか、体育館、テニスコートも整備され、このほか、せら香遊ランド、せらにし青少年旅行村など広域的な機能を有するスポーツ施設も立地しています。
- ・スポーツの振興のため、今後もスポーツ推進委員及び各地区住民自治組織と連携し、各地区で実施する「さわやかスポーツ教室」の取り組みを強化し、町民一人1運動・1スポーツ参加を促進する必要があります。
- ・生涯スポーツの普及や指導者の育成・支援、競技スポーツの振興や関係団体の活動支援を今後も継続して推進する必要があります。

【スポーツ施設の整備】

- ・今後、中長期のスポーツ施設管理計画を策定する中で、改修整備などを計画的に実施し、住民が日常生活で手軽に利用できるスポーツ環境の充実を図るとともに、活発な活用を促進する必要があります。また、学校施設を開放して、小・中学校の施設・設備の有効活用を推進する必要があります。

● 施策の体系

スポーツと体力づくりの振興

1 スポーツ振興と関係団体の支援

- (1) 町民一人1運動・1スポーツ参加の促進
- (2) 生涯スポーツの普及と指導者の育成・支援
- (3) 競技スポーツの振興と関係団体の活動支援

2 スポーツ施設の適正管理と活用

- (1) スポーツ施設の整備と有効活用

● 具体的な施策

1 スポーツ振興と関係団体の支援

(1) 町民一人1運動・1スポーツ参加の促進

世羅町スポーツ推進委員及び各地区住民自治組織と連携し、各地区で実施する「さわやかスポーツ教室」の取り組みを強化し、町民一人1運動・1スポーツ参加の促進を図ります。

(2) 生涯スポーツの普及と指導者の育成・支援

住民が生涯にわたってスポーツに親しめるよう、ニュースポーツや軽スポーツなど生涯スポーツの普及に努めるとともに、世羅町スポーツ推進委員協議会や総合型地域スポーツクラブ（せらスポーツクラブ）の主体的な活動を通じて、住民の自主的・自発的な活動並びに指導者の育成・支援に努めます。

(3) 競技スポーツの振興と関係団体の活動支援

世羅町体育協会や世羅町スポーツ少年団が主催する各種スポーツ大会の開催を支援することで競技スポーツの振興を図ります。

2 スポーツ施設の適正管理と活用

(1) スポーツ施設の整備と有効活用

スポーツ施設管理計画(統廃合を含む)を策定し、改修整備などを計画的に実施することで、住民が日常生活で手軽に利用できるスポーツ環境の充実を図るとともに活発な活用を促進します。また、学校施設開放として小・中学校の施設・設備の有効活用を推進します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
さわやかスポーツ教室参加者数	697人	860人	



さわやかスポーツ教室

基本目標3

人づくり



基本施策 3-1

生涯学習社会の形成

施策 3-1-5

家庭・社会の教育力の向上



施策の 基本方針

- 1 社会全体で子どもを育てる機運を高めるため、行政・学校・家庭・企業などが連携した子育てについての普及啓発を充実します。
- 2 家庭の教育力の向上を図るため、小・中学校PTAや保育所・認定こども園保護者会などにおける家庭教育講座開催の取り組みの支援、「親の力」を学びあう学習プログラムの開催などを推進します。
- 3 学校・家庭・地域の相互の連携協力により地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校教育の充実と家庭・社会の教育力の向上を図ります。

●現状と課題

【社会背景と家庭や地域における教育の必要性】

- ・子どもの教育において第一義的な役割を担っているのは、家庭であり保護者ですが、核家族化が進行し、家庭の中で子どもが親や祖父母などの家族とふれあう時間が短くなりました。また、離婚の増加に伴い、ひとり親家庭が増加傾向にあるため、親と子どもが接する時間を十分に確保することが難しくなるとともに、経済的な問題から子どもの貧困化につながっているとの指摘もされています。このようなことから、家庭における子どもを教育する力は低下してきたと考えられます。
- ・地域においても、急速な核家族化や都市化の進行に伴い、地縁的なつながりが希薄化してきました。このことは、地域で生活する親同士の間で、子育ての知恵を互いに伝え合う機会を減少させるとともに、子育てをする親の孤立感や不安感を大きくし、肉体的・精神的な負担感の増大にもつながっていると考えられます。
- ・近年、青少年が事件や事故に巻き込まれたり、青少年自身が重大事件を引き起こしたりするケースも頻繁にみられるようになりました。デジタル化社会の進展により、インターネットなどでの有害情報の氾濫など、今までみられなかったさまざまな形態の問題も発生するようになってきました。
- ・このような状況に対応するため、家庭の教育力の向上を促進するとともに、家庭を支える社会の教育力の拡充を図ることが必要です。

● 施策の体系

家庭・社会の教育力の向上

- | | | |
|---------------------|---|-----------------------|
| 1 社会全体で子どもを育てる意識の高揚 | — | (1) 社会全体で子どもを育てる意識の高揚 |
| 2 家庭教育研修の充実 | — | (1) 家庭教育研修の充実 |
| 3 活動支援ボランティアの育成 | — | (1) 活動支援ボランティアの育成 |

● 具体的な施策

1 社会全体で子どもを育てる意識の高揚

(1) 社会全体で子どもを育てる意識の高揚

行政・学校・家庭・地域などが連携し、子育てについての普及啓発を充実させるとともに、地域運営型の放課後子供教室において、地域の伝統・文化・自然を学ぶ機会を推進することにより地域全体で子どもを育てる意識の高揚を図ります。

2 家庭教育研修の充実

(1) 家庭教育研修の充実

- ア 小・中学校PTAや保育所・認定こども園保護者会などの家庭教育講座開催の取り組みを支援します。
- イ 「親の力」を学びあう学習プログラムを町内の小・中学校PTAや保育所・認定こども園保護者会及び子育てサークルなどに呼びかけて実施します。

3 活動支援ボランティアの育成

(1) 活動支援ボランティアの育成

広島県学校・家庭・地域連携推進事業の実施により、関係機関が連携して家庭・地域の教育力の向上を図ります。また、家庭教育支援チームの活動を推進します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
家庭教育研修会の受講者数	1,164人	1,270人	



基本目標3

人づくり



基本施策 3-2

共に生きる地域社会の確立

施策 3-2-1

人権教育・啓発の推進



施策の 基本方針

- 1 すべての人の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、あらゆる機会を通じた人権教育・人権啓発に努めるとともに、推進体制の強化を図ります。
- 2 人権に対する諸問題に適切に対応するため、相談事業の充実や個人情報の保護などの強化を図ります。

●現状と課題

【人権に対する社会背景と人権教育・啓発の必要性】

- ・人間が個人として尊重されることは、誰もが安心して健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、基本的人権は日本国憲法において「侵すことのできない永久の権利」として保障されています。しかし、現実の社会においては、今なお、同和問題や高齢者、障害者、性（LGBTQ）などさまざまなことに起因し、偏見や差別など人権についての問題が発生しています。
- ・部落差別解消推進法に基づき、部落差別の撤廃に向けた、人権教育・啓発を推進していくことが必要です。
- ・障害者差別解消法に基づき、行政機関や民間事業者による障害を理由とする差別の解消に取り組む必要があります。
- ・あらゆる差別をなくし、住民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、共に生きる地域社会の実現をめざし、人権教育・啓発を積極的に推進していくことが必要です。
- ・相談事業の充実、個人情報の保護を今後も継続して推進する必要があります。
- ・人権問題については、社会全体の共有の課題として位置づけ、住民一人ひとりが人権に対する理解を深めるとともに、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、解決に取り組んでいくことが重要です。

● 施策の体系

人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発の推進体制の強化

(1) 人権教育・啓発の充実

(2) 人権啓発活動の推進

(3) 推進体制の強化

2 人権擁護の推進

(1) 相談事業の充実

(2) 個人情報の保護

● 具体的な施策

1 人権教育・啓発の推進体制の強化

(1) 人権教育・啓発の充実

「世羅町人権教育・啓発推進指針」に基づき、人権教育・啓発のより一層の推進を図ります。

(2) 人権啓発活動の推進

ア 人権についての正しい理解と認識を深めるため、講演会や研修会、パネル展の開催、地域ごとでの人権講座の開設など、多様な学習機会の提供に努めます。

イ 町広報誌などを有効に活用し、人権啓発を推進します。

ウ 近年の「差別落書き」やさまざまな差別発言など人権教育・啓発の形骸化を総括し、行政の責務を明らかにし、差別解消に向けた積極的な事業を推進します。

(3) 推進体制の強化

ア 人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりを構築するため、各関係機関・各地区住民組織、企業などさまざまな機関や団体との連携を図りながら、あらゆる差別を無くする取り組みを推進します。

イ 人権侵害である虐待について、早期発見や相談対応が行えるよう、民生委員・児童委員などの自主的な活動を支援するとともに、各関係機関と連携を図りながら、虐待や権利擁護などに関する情報の共有化及び虐待防止ネットワークの強化に努めます。

ウ 人権教育を推進する住民団体や組織との連携・支援に努めます。

エ 平和行政についての諸事業を推進します。

2 人権擁護の推進

(1) 相談事業の充実

人権に関する諸問題に適切に対応できるよう、人権相談の充実を図るとともに、人権擁護委員などとの連携を強化します。

(2) 個人情報の保護

ア 本人通知制度の運用、人権擁護や個人情報の保護、情報セキュリティなどの対策を行います。

イ マイナンバー法において、特定個人情報の保護や情報の制限を行い、適切な対策を行います。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
地域での人権講座開設	13地区	13地区	



基本目標3

人づくり



基本施策 3-2

共に生きる地域社会の確立

施策 3-2-2

男女共同参画社会の形成



施策の 基本方針

- 1 男女共同参画意識の浸透に向けて、人として「個」を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。
- 2 社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の参画を促進するとともに、女性のキャリア形成など能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。
- 3 あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動をさまざまな機会を通じて推進するとともに、関係機関と連携し被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

●現状と課題

【男女共同参画社会の必要性と課題】

- ・男女が一人の人間として自立し、互いにその人権を尊重しながら、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、地域社会全体で積極的に取り組んでいくことが必要です。
- ・家庭・地域における男女共同参画を実現するための意識啓発と学習機会の提供や女性の地域活動への参画機会の提供を今後も継続して推進する必要があります。
- ・職場における男女の機会均等のため、企業などへの意識啓発と各種制度の導入を今後も継続して促進する必要があります。
- ・ワーク・ライフ・バランスを実現するため、男女それぞれの働き方の見直し、企業などにおける勤務体制の見直し、子育て支援、介護支援の充実などを今後も継続して推進する必要があります。
- ・男女共同参画をリードする人材を育成するため、地域活動をリードする人材の育成・支援を今後も継続して実施する必要があります。
- ・男女間の暴力を根絶するため、情報収集の充実、相談・保護などの体制の整備を今後も継続して実施する必要があります。

● 施策の体系

男女共同参画社会の形成

1 個を尊重しお互いを認め合うまちづくり

(1) 共に認め合う意識づくり

(2) 等しく学ぶ意識づくり

2 誰もが活躍できるまちづくり

(1) 誰もが活躍できる基盤づくり

(2) 働きやすい職場づくり

(3) 仕事と生活を両立する環境づくり

(4) 誰もが参画し活躍できる地域づくり

3 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

(1) あらゆる暴力を根絶する社会づくり

(2) 誰もが安心できるまちづくりの推進

● 具体的な施策

1 個を尊重しお互いを認め合うまちづくり

(1) 共に認め合う意識づくり

ア 一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその立場によって差別されない環境づくりに向けて、さまざまな分野における人権意識の啓発に努めます。

イ 町広報誌やホームページなどさまざまな媒体を活用して、広く住民に対して理解を促進するとともに、誰もが理解しやすい内容による啓発に努めます。

(2) 等しく学ぶ意識づくり

ア 保育士・保育教諭や学校の教職員における人権研修などの機会を通じ、理解に努めるとともに、子ども一人ひとりの「個」を大切にする教育・保育の推進を図ります。

イ 「まちづくりステップ講座」や「地域人権講座」など、地域において誰もが参加しやすい講座や講演会などを開催します。

2 誰もが活躍できるまちづくり

(1) 誰もが活躍できる基盤づくり

- ア 審議会や委員会などにおける女性委員選任割合の向上に努めます。
- イ 女性のキャリア形成や起業に関する必要な知識や、地域における講座や研修会などの内容の充実を図り、多くの住民に参加してもらえるよう周知するとともに、情報提供に努めます。

(2) 働きやすい職場づくり

- ア 商工会や企業などと連携して、女性の働きやすい職場づくりやスキルアップのための研修、講座の開催などの支援を行います。また、各種ハラスメントの防止に向けて、情報提供や啓発に努めます。
- イ 農業や商工自営業において、男女が共に働きやすい環境の整備促進を図るため、必要な情報提供に努めます。

(3) 仕事と生活を両立する環境づくり

- ア ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、はんぶんこ推進委員による出前講座をはじめ、学習機会の充実を図ります。
- イ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体で子育てを支える協働の考え方の普及と、施策の充実努めます。また、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する多様な支援サービスを提供し、介護に直面しても仕事と介護を両立できる環境の整備に努めます。

(4) 誰もが参画し活躍できる地域づくり

- ア 住民主体の地域おこし活動やまちづくり活動において、性別などにかかわらず、誰もが参加、参画しやすい環境づくりに努めます。
- イ 地域の防災活動に、性別にかかわらず、誰もがそれぞれの役割を尊重しながら取り組めるように啓発するとともに、男女共同参画の考えを踏まえた防災体制の構築をめざします。

3 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

(1) あらゆる暴力を根絶する社会づくり

- ア あらゆる暴力の防止に向けた意識の醸成に向けて、町広報誌やホームページをはじめさまざまな機会や場を通じて啓発に取り組みます。
- イ DVの相談窓口に関する情報提供、関係機関との連携を強化し、DV被害者に対する相談体制や相談窓口の整備を図るとともに、DV対策に努めます。

(2) 誰もが安心できるまちづくりの推進

- ア 生涯にわたって、誰もが健康な生活を続けられるよう「健康増進計画」などの健康づくり指針に基づき、ライフステージに応じた健康支援を推進します。また、母子保健の充実に取り組みます。
- イ 地域における高齢者や障害者、生活困難世帯など支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの充実に努めるとともに、地域での見守り活動や支援活動を促進します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
審議会など委員の女性登用	27.8%	30.0%	



基本目標3

人づくり



基本施策 3-2

共に生きる地域社会の確立

施策 3-2-3

青少年の健全育成



施策の 基本方針

- 1 青少年の健全育成を図るため、広報・啓発活動の充実を図るとともに、地域が一体となった健全育成機能の充実に努めるとともに、家庭・地域の教育力の向上に向けた学習機会の提供に努めます。
- 2 青少年の多様な活動を促進していくため、活動機会や場の提供の充実、青少年団体の育成と活動の支援に努めます。
- 3 青少年の問題行動の未然防止対策を充実し、社会環境の浄化に努めます。

●現状と課題

【健全育成機能と教育活動の充実】

《広報・啓発活動の充実》

- ・町広報誌などによる青少年健全育成のための啓発活動の充実が必要となっています。
- ・青少年が健全な生活習慣を身につけるよう、家庭・学校・地域などによる啓発活動の充実が必要となっています。

《育成機能の充実》

- ・「青少年育成世羅町民会議」を中心とした家庭・学校・地域社会の連携を図る必要があります。

【問題行動の防止と社会環境の浄化】

- ・関係機関と連携した児童・生徒対象の防犯教室やSNSを通じたトラブルに係る情報提供を行うなど、問題行動の未然防止に努めています。
- ・青少年の健全な育成環境を確保するため、「青少年育成世羅町民会議」を中心に研修会などを開催し、連携を図る必要があります。

●施策の体系

青少年の健全育成

1 健全育成機能と教育活動の充実

(1) 広報・啓発活動の充実

(2) 育成機能の充実

2 多様な青少年活動の推進

(1) 青少年の社会参加の推進

3 問題行動の防止と社会環境の浄化

(1) 問題行動の防止

(2) 社会環境の浄化

●具体的な施策

1 健全育成機能と教育活動の充実

(1) 広報・啓発活動の充実

ア 町広報誌などを通じた青少年の健全育成に関する啓発活動の充実に努めます。

イ 青少年が健全な生活習慣を身につけるよう、家庭・学校・地域などを通じた啓発活動の充実に努めます。

ウ 青少年健全育成について、他の団体などの模範となる功績または善行のあった青少年、指導者などを表彰し、青少年の意欲を高めるよう努めます。

(2) 育成機能の充実

「青少年育成世羅町民会議」を中心に、家庭・学校・地域社会の相互連携に努めます。

2 多様な青少年活動の推進

(1) 青少年の社会参加の推進

世羅町子ども会育成連合会や世羅町スポーツ少年団が実施するイベントや大会の開催を支援します。また、各団体が主体的に活動を継続することで、指導者やボランティアの育成を図ります。

3 問題行動の防止と社会環境の浄化

(1) 問題行動の防止

関係機関との連携を強化し、問題行動の未然防止に努めます。

(2) 社会環境の浄化

「青少年育成世羅町民会議」を中心に研修会などを開催し、連携を図ります。

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-1

地域を支える基盤の整備

施策 4-1-1

秩序ある土地利用の推進



施策の基本方針

- 1 土地利用を計画的に誘導し、都市的土地利用と農業・自然的土地利用が調和した秩序ある土地利用を推進します。
- 2 中心拠点や西部地域拠点について、それぞれの性格に応じた整備を進め、本町の都市活動や住民生活の拠点にふさわしい快適で魅力ある拠点として形成します。また、中国やまなみ街道世羅インターチェンジ周辺を新産業拠点及び交通拠点と位置付け、拠点形成を推進します。

●現状と課題

【本町の土地利用の概要】

- ・本町の面積は、令和2年（2020年）3月末時点には278.14km²、そのうち60%以上が農用地と山林・原野で、本町の土地利用は、主として農業・自然的土地利用から構成されています。
- ・農業振興地域は4,171ha（町域の15%）であり、このうち3,168haが農用地区域に指定されています。山林については、森林法に基づく保安林が指定され、また、良好な環境を保護するため、津田の明神山など4カ所が県自然環境保全地域、今高野山が県緑地環境保全地域に指定されています。都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区分のない都市計画区域として1,466haが指定され、都市計画用途区域は243haを対象に7種が指定されています。

【本町の土地利用の課題】

- ・都市的土地利用については、住居系地区、商業・業務系地区の中心拠点や沿道商業地、工業系地区、産業誘導地区の枠組みは今後も継続する必要があります。
- ・農業・自然的土地利用についても、その枠組みを今後も継続する必要があります。
- ・拠点の形成については、中心拠点、西部地域拠点、新産業拠点、交通拠点、交流拠点の枠組みは今後も継続する必要があります。

●施策の体系

秩序ある土地利用の推進

1 土地利用の推進

- (1) 都市的土地利用の推進
- (2) 農業・自然的土地利用の推進

2 拠点の形成

- (1) 中心拠点の形成の推進
- (2) 西部地域拠点の形成の推進
- (3) 新産業拠点の形成の推進
- (4) 交通拠点の形成の推進
- (5) 交流拠点の形成の推進

●具体的な施策

1 土地利用の推進

(1) 都市的土地利用の推進

ア 住居系地区

住宅地は国道432号、184号が交差する中心拠点の周辺の既成市街地とその周辺地域を中心に計画的に配置します。

イ 商業・業務系地区

(中心拠点)

公共施設や商業施設などが集積する国道432号、184号が交差する周辺を中心拠点と位置付け、都市機能の集積を一層高めるとともに高度化を促進し、コンパクトな中心拠点づくりを図ります。

(沿道商業地)

国道432号、184号の沿道地区は、沿道サービスなどの向上を図るため、沿道商業施設などの誘導を促進します。

ウ 工業系地区

既存工業地は、周辺の良い居住環境との共存に配慮し、事業所における緑化などの環境の維持・保全を促進します。工業地内にある低未利用地については、工業系土地利用を誘導し、住宅立地などの住工混在を抑制します。

エ 産業誘導地区

中国やまなみ街道の世羅インターチェンジ周辺地区など、新たな産業用地需要が高く、事業性が見込まれる地区を「新産業拠点」と位置付け、周辺の自然環境や住環境への配慮と調和を図りながら、計画的に産業機能を誘導します。

(2) 農業・自然的土地利用の推進

ア 既存集落地区

既存集落は、生活道路や集落排水などの生活基盤の整備を進め、営農環境と調和した潤いのある生活環境の確保を図ります。せらにし支所周辺地区では、周辺の自然環境や営農環境との調和を図りつつ、生活サービス施設の集約化による利便性の向上を図ります。

イ 農地・森林地区

(農地)

農地については、生産機能に加え、保水や緑地空間などの多面的機能を有しているため、無秩序な都市的利用を抑制し、その保全に努めます。

(森林)

森林は木材生産などの経済的機能に加え、水源のかん養をはじめ、土砂流出防止などの公益的機能や環境学習・レクリエーション機能を有していることから、多面的な機能を総合的に発揮できるよう、計画的な保全・活用を図ります。

(市街地外縁樹林地)

今高野山(甲山)をはじめとする市街地を囲む斜面樹林地は、景観資源として計画的な保全・活用を図ります。

2 拠点の形成

(1) 中心拠点の形成の推進

町役場などが集積する国道432号と184号が交差する周辺地区を中心拠点として位置付けます。業務・商業などの都市的機能の集積や市街地環境の基盤整備を推進します。

(2) 西部地域拠点の形成の推進

せらにし支所の周辺地区を西部地域拠点として位置付けます。生活環境や日常生活に必要な各種サービス機能を高め、西部地域の拠点の形成を図ります。

(3) 新産業拠点の形成の推進

中国やまなみ街道世羅インターチェンジの周辺地区を新産業拠点として位置付けます。広域幹線道路の結節機能を活かし、町内企業や進出企業が集積する新たな産業拠点の創出を図ります。

(4) 交通拠点の形成の推進

中国やまなみ街道世羅インターチェンジの周辺地区を交通拠点として位置付けます。幹線道路との接続強化を図るとともに、広域バスなどの公共交通の充実を図ります。

(5) 交流拠点の形成の推進

せら夢公園をはじめ農業観光施設が集積する地区を交流拠点として位置付けます。町内にある観光施設とのネットワークの強化を図ります。



中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）開通

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-1

地域を支える基盤の整備

施策 4-1-2

道路網などの整備



施策の 基本方針

- 1 広域的な道路ネットワークの強化を図るため、地域高規格道路の建設、国道のバイパス化を促進します。
- 2 周辺地域との連携を強化し、地域間の連携や地域内の円滑な連絡を確保するため、主要地方道及び一般県道の改良・安全対策を促進するとともに、町道の計画的な整備を図ります。
- 3 安全で快適な歩行環境の整備を図るとともに、潤いのある道路環境の整備を推進します。
- 4 「世羅町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に橋梁の点検・補修を推進します。

●現状と課題

【本町の道路の概要】

- ・本町の幹線道路網は、国道184号が南北、国道432号が東西に走り、県道については、これらの国道と交差する形で主要地方道が6路線、一般県道が8路線整備されています。
- ・通称「世羅高原ふれあいロード」が町内のほぼ中央を東西に走り、この路線と南北に走る通称「フルーツロード」とが交差し、これらに町道が結節し、町内の各地域を結んでいます。
- ・幹線道路網を体系的にみると、概ねネットワークが形成されていますが、国道・県道の一部区間のバイパス化による道路網の強化や歩道の整備による安全対策を推進していくことが必要となっています。

【道路整備の課題】

- ・広域幹線道路については、高速交通網、国道の整備を今後も継続して計画的に推進する必要があります。
- ・地域幹線道路については、県道、町道の整備を今後も継続して計画的に推進する必要があります。

- ・道路環境については、安全で快適な道路環境の整備、快適な道路空間の形成、維持管理を今後も継続して計画的に推進する必要があります。
- ・町道橋梁の管理については、今後も継続して計画的に推進する必要があります。

● 施策の体系

道路網などの整備

1 広域幹線道路の整備

- (1) 高速交通網の整備促進
- (2) 国道の整備

2 地域幹線道路の整備

- (1) 県道の整備
- (2) 町道の計画的な整備

3 安全で快適な道路環境の整備

- (1) 道路環境の整備
- (2) 快適な道路空間の形成
- (3) 維持管理の充実

4 町道橋梁の管理

- (1) 町道橋梁の計画的な管理

● 具体的な施策

1 広域幹線道路の整備

(1) 高速交通網の整備促進

広島空港への連絡を強化するため、地域高規格道路「広島中央フライトロード」の建設を促進します。

(2) 国道の整備

- ア 交通の円滑化を図るため、国道432号「賀茂バイパス」の整備を促進します。
- イ 国道における交通安全施設（歩道）の整備を促進します。

2 地域幹線道路の整備

(1) 県道の整備

周辺地域との連携を強化し、地域間や地域内の円滑な交通を確保していくため、主要地方道及び一般県道の改良及び交通安全施設の整備を促進します。

(2) 町道の計画的な整備

ア 利便性の向上や緊急性、幹線道路とのアクセスなどを総合的に勘案して策定した「世羅町道路整備計画」に基づき、町道の計画的な改良整備を進めます。

イ 町道の整備にあたっては、新設・改良、狭あい箇所の拡幅、舗装など地域の実情に応じた適切な整備手法により実施します。

ウ 各地区住民組織が主体となった、「町道草刈り作業交付金」の推進を図ります。

3 安全で快適な道路環境の整備

(1) 道路環境の整備

すべての人が安心して道路を利用できるよう、道路環境の整備を図ります。

(2) 快適な道路空間の形成

安全で快適な道路空間の形成に努めます。

(3) 維持管理の充実

道路パトロールなど管理体制を強化するとともに、維持管理の充実に努めます。

4 町道橋梁の管理

(1) 町道橋梁の計画的な管理

「世羅町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、町道橋梁の点検・補修を計画的に推進します。

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-1

地域を支える基盤の整備

施策 4-1-3

公共交通体系の整備



施策の 基本方針

- 1 公共交通の現状や中山間地域の実態に即した持続可能な公共交通網の実現を図りながら、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

●現状と課題

【本町の交通体系の概要】

- ・町内は、地域内路線バス、デマンド型乗合タクシー（せらまちタクシー）が運行しています。
- ・町外は、JR福塩線、広島市・福山市へ運行する高速バス、尾道市・三原市・東広島市・三次市へ運行する広域路線バス、市町村運営有償運送が運行しており、広域の移動を担っています。

【交通体系の課題】

- ・公共交通を持続可能なものとするためには、利用実態や利用ニーズを踏まえ、路線の役割に応じた公共交通ネットワークを再編する必要があります。
- ・本町の地域内交通はせらまちタクシーが基盤となっています。利用者の利便性と運行事業者の負担軽減の両面の視点から、せらまちタクシーのダイヤや運賃、運用ルールなどの見直しを行うとともに、せらまちタクシーの新たな活用方法を模索する必要があります。
- ・スクールバスの小学生の通学以外の利用方法について、効果的な活用方を検討する必要があります。
- ・タクシーは移動制約者の生活を支えるとともに、緊急時や来訪者の移動手段であるため、タクシー事業の存続に向けた収益増やバスの運転手確保につながる取り組みが必要です。
- ・本町では、乗継、乗換があまり行われていません。交通結節点を明確にし、利用者に周知するとともに、乗継ダイヤの調整や情報提供の充実など、乗継環境を改善する必要があります。

- ・本町では公共交通マップが整備されていないことから、高齢の利用者や初めて公共交通を利用する人、来訪者に配慮した、分かりやすい情報提供や情報システムの整備を行う必要があります。
- ・公共交通を維持・確保していくためには、住民、交通事業者、行政などの関係者が連携・協働し、「地域に愛される公共交通」を育み、利用促進の取り組み強化や地域の活性化につながる取り組みを推進していく必要があります。

● 施策の体系

公共交通体系の整備

1 交通体系の整備

(1) 公共交通ネットワークの形成と維持

(2) 分かりやすく使いやすい利用環境

(3) 地域に愛され利用される地域公共交通

● 具体的な施策

1 交通体系の整備

(1) 公共交通ネットワークの形成と維持

- ア 広域路線バスは、町外への通学・買物・通院などの日常生活や交流を支える移動手段であるため、見直しを行いながら運行継続を働きかけます。
- イ 地域内路線バスは、利用者が非常に少なく、他の公共交通やスクールバスと同経路を運行するなど非効率な運行であるため、廃止を検討します。
- ウ 広島空港へのアクセス性の向上を図るため、高速バス（ピースライナー）の経路を広島空港経由に変更するように、交通事業者に働きかけます。
- エ せらまちタクシーは町内をきめ細やかに運行する公共交通であり、主に高齢者の日常生活や交流を支えているため、見直しを行いながら運行を継続します。
- オ 町外への移動ニーズが高いものの他の公共交通機関がなく、かつ地域が公共交通の導入や運行に主体的に関わることができる場合は、地域が主体となった公共交通の導入を検討します。
- カ スクールバスについては、小・中学生の輸送人数に応じたルートの新設・廃止を適宜実施します。

- キ 個人観光客が平日でも観光地を気軽に訪問できるようにするため、観光タクシーの充実や、観光あいのリタクシーのシステム構築を検討します。
- ク バス路線やタクシー事業の維持のために、運転手確保に向けた支援を官民が連携して取り組みます。

(2) 分かりやすく使いやすい利用環境

- ア 高齢者や初めて利用する人でも分かりやすいように公共交通マップと時刻表を作成し、定期的に全戸配布します。
- イ 新・せらまちタクシー予約システムの導入により、迎車時間のメール連絡、スマートフォンなどでの車両位置確認ができるようにすることで、迎車時の不便・不安の解消を図ります。また、WEB予約を可能とすることで、高校生などの若年層の取り込みを図ります。

(3) 地域に愛され利用される地域公共交通

- ア 外出支援事業の拡大と利用促進を図るため、せらたすき一券の対象者と利用対象交通機関の拡大を検討します。あわせて、福祉移動サービスの充実を図ります。
- イ 交通事業者と連携した小学生や高齢者を対象とした公共交通教室を開催し、公共交通の概要や利用状況などを説明するとともに、安全対策と利用促進を行います。あわせて、各種イベントでバス車両の展示やPRブースを設けるなど、利用促進につながる取り組みを行います。
- ウ 商業施設と連携し、公共交通利用者への特典付与を検討します。
- エ 庁内の関係部局間の連携強化を図るため、公共交通について検討する会議を定期的で開催し、各部局が抱える公共交通の課題共有や具体的な改善方策、利用促進方策について検討します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
せらまちタクシーの利用者数	29,214人	30,646人	



基本施策 4-1

地域を支える基盤の整備

施策 4-1-4

情報基盤の整備

施策の
基本方針

- 1 高速インターネット通信基盤の整備、ケーブルテレビの通信速度向上を通じ、世羅町全般にわたる情報通信基盤の拡充を推進します。
- 2 地域デジタル化を推進し、利便性が高く、魅力と活気ある地域社会を形成していくよう、行政と地域の連携のとれたデジタル化を推進します。

●現状と課題

【地域情報通信基盤】

《情報通信基盤の整備》

- ・ ケーブルテレビの通信速度を平成28年度（2016年度）から40Mbpsから100Mbpsに向上を図り、自主放送では令和2年度（2020年度）からデータ放送を開始し、利用者の利便性を図りました。
- ・ インターネットの光通信化の要望もあり、光回線がない状況において、企業誘致を図るのは困難な状況となっています。今後、光ファイバを整備し通信速度の向上を図る必要があります。
- ・ 無線LANの通信スポットを庁舎、自治センター、図書館に加えて道の駅などの町有観光施設に設置しました。

【デジタル化の推進】

《行政のデジタル化の推進》

- ・ 平成29年（2017年）3月からコンビニ交付サービスを開始し、利用者の利便性を図っています。
- ・ 平成29年度（2017年度）より県内の市町でひろしま情報セキュリティクラウドを共同運営・利用しており、行政情報の漏洩をはじめとしたセキュリティインシデントが発生しないように管理しています。また、各職場にワーキングスタッフを配置し、PC端末のセキュリティリスクを定期的に確認し、ウイルスの感染を未然に防いでいます。

- ・イントラネットについては、光ファイバにより町内の公共施設・学校を情報通信網で結び、住民サービスと学校教育の向上を推進してきましたが、老朽化する機器の計画的な更新が必要となっています。
- ・職員に対する研修、セミナーなどへの出席、広域連携市町との情報共有などを通して、人材育成に努める必要があります。
- ・令和2年度（2020年度）において、ホームページのリニューアルを図り、SNSへの対応などについて、体制づくりを含め具体的な取り組みを進める必要があります。また、平成28年度（2016年度）に移住に特化したホームページを開設し、移住・空き家情報、PR動画を掲載しており、引き続き、多様な情報を発信する必要があります。

《地域のデジタル化の推進》

- ・小・中学校においては平成26年度（2014年度）から3か年計画によりICT機器を順次整備しました。

● 施策の体系

情報基盤の整備

1 地域情報通信基盤の整備

(1) 情報通信基盤の整備

2 デジタル化の推進

(1) 行政のデジタル化の推進

(2) 地域のデジタル化の推進

● 具体的な施策

1 地域情報通信基盤の整備

(1) 情報通信基盤の整備

- ア 超高速インターネットアクセスが可能となる高速大容量通信網を整備します。
- イ ケーブルテレビの通信速度を向上させるとともに、ケーブルテレビの活用方法の改善や番組の拡充により、加入者数の拡大を図ります。

2 デジタル化の推進

(1) 行政のデジタル化の推進

- ア 各種行政手続きや行政サービスにおいて、デジタル化・オンライン化を推進し、住民の利便性の向上を図ります。
- イ 業務の効率化を進めることにより、職員がこれまでにない新たな施策を生み出すことができる環境を整え、より質の高い行政サービスを提供します。
- ウ ICTやデータ分析の専門的な技術や知識を有した人材の確保を図ります。
- エ マイナンバー制度に対応し、住民の利便性を図ります。
- オ 行政情報についてホームページやSNSを活用した情報発信を行います。
- カ デジタル化や情報管理に対応した職員の能力の向上に努めるとともに、個人情報保護などセキュリティ対策の充実を図ります。

(2) 地域のデジタル化の推進

- ア デジタル技術を活用した地域課題の解決や地域活性化の実現を図ります。
- イ デジタル化社会に対応した人材を育成していくため、小・中学校においてデジタル端末などの情報機器の有効活用を図り、情報教育を推進します。
- ウ サテライトオフィスやICT事業者などの誘致を促進します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
ケーブルテレビの インターネット加入率	36.1%	50.0%	

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-2

生活を支える基盤の整備

施策 4-2-1

公共施設等総合管理と住環境の整備



施策の 基本方針

- 1 「世羅町公共施設等総合管理計画」及び「世羅町営住宅長寿命化計画」に基づいて、公共施設の更新、統廃合に取り組むとともに町営住宅などを計画的に管理します。
- 2 良質な住宅・宅地の供給の促進や住環境の整備を図ります。
- 3 地震に強い安全な住宅づくりや高齢者・障害者にやさしい住宅づくりを推進します。

●現状と課題

【本町の町営住宅の概要】

- ・本町の住宅対策のうち、町営住宅については、令和2年（2020年）時点で、23団地309戸を管理しています。
- ・これら町営住宅については、「世羅町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅のリフォームや高齢化へ対応した設備改善・改修などを行うとともに、住宅需要に配慮しながら、用途廃止を進めることも必要です。

【公共施設】

- ・平成27年度（2015年度）に策定した「世羅町公共施設等総合管理計画」に基づいた、公共施設の更新・統合・長寿命化など、具体的に実施する必要があります。
- ・地域住宅計画及び世羅町営住宅長寿命化計画に基づく町営住宅の計画的な管理により、住宅に困窮する低額所得者などの居住の安定を図るため、必要な町営住宅の供給量を確保する必要があります。

【住宅・住環境】

- ・住宅の安全対策の意識啓発を継続して推進する必要があります。
- ・高齢者や障害者などの住宅については、高齢化や障害の重度化などにより、在宅での生活が困難になっている人がいます。

● 施策の体系

公共施設等総合管理と住環境の整備

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 公共施設などの計画的な管理 | (1) 公共施設などの計画的な管理 |
| 2 住宅・宅地の供給と住環境の整備 | (1) 住宅・宅地の供給 |
| | (2) 住環境の整備 |
| 3 安全でやさしい住宅づくりの推進 | (1) 住宅耐震化の意識啓発 |
| | (2) 高齢者や障害者などの住宅づくり |

● 具体的な施策

1 公共施設などの計画的な管理

(1) 公共施設などの計画的な管理

- ア 「世羅町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の更新、統廃合を計画的に進めます。
- イ 「世羅町営住宅長寿命化計画」に基づき、住宅需要などに配慮しながら、計画的な改修や用途廃止を図ります。

2 住宅・宅地の供給と住環境の整備

(1) 住宅・宅地の供給

- ア 道路や上下水道など生活基盤整備を推進し、自然環境との調和に配慮した民間による住宅地の形成を促進します。
- イ 住宅団地の開発にあたっては、秩序ある土地利用や環境と調和した適正な開発の誘導に努めます。
- ウ 空き家データベースの活用により、空き家の把握に努めます。
- エ 「空き家等対策計画」に基づき、空き家の適正管理に努めます。

(2) 住環境の整備

市街地における道路などの生活環境整備を計画的に進め、安全で快適な住環境の形成を図ります。

3 安全でやさしい住宅づくりの推進

(1) 住宅耐震化の意識啓発

住宅耐震化の意識啓発と支援を推進します。

(2) 高齢者や障害者などの住宅づくり

高齢化や障害の重度化などにより、在宅での生活が困難になっている状況の中で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
新築住宅戸数	72戸	75戸	



基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-2

生活を支える基盤の整備

施策 4-2-2

移住の促進



施策の 基本方針

- 1 移住定住促進を図るため、移住定住に関する総合窓口での相談体制の確立と充実に努めます。また、現在世羅町に住んでいる方の転出を抑制し、定住促進を図ります。
- 2 相談者のニーズに応じた空き家など住宅の確保の支援をはじめ、移居前・移住時・移住後まで一貫した支援の提供を図ります。

●現状と課題

【移住定住促進】

《移住定住に関する総合窓口》

- ・定住支援係を中心に、移住定住のワンストップ窓口としてきめ細かい相談体制の構築に努めています。

《空き家バンク制度》

- ・空き家バンク制度の周知と登録促進を図ってきたことにより着実に空き家バンクへの新規物件登録は増えてきましたが、空き家の購入希望の相談も増えており、希望される空き家物件の条件もさまざまであることから、継続的な空き家物件の掘り起こしが必要となっています。
- ・人口減少に伴い増え続ける空き家の把握に努め、空き家の利活用を促進する必要があります。

《新築住宅の整備、取得の支援》

- ・新築、建売、空き家バンクによる空き家購入で住宅を取得する町外からの移住者に対し、平成28年度（2016年度）より補助金制度を設け、平成30年度（2018年度）からは、世羅町に転入後5年以内の方にも対象を拡大し支援しました。今後も、効果的な補助金制度の在り方を検討する必要があります。

《賃貸住宅、入居の支援》

- ・子育て家庭家賃補助については、令和2年（2020年）4月より助成期間を5年間から3年間に変更し実施していますが、申請件数は減少しています。

【移住の支援】

《情報発信》

- ・平成28年度（2016年度）に構築した移住に特化したホームページ「世羅町移住サイト 世羅の暮らし手」での情報発信により移住情報の発信強化を図ってきました。平成29年度（2017年度）、30年度（2018年度）に作成した移住定住PR動画は、実際の移住者に登場してもらい世羅町の日常を紹介してもらう内容で大変好評であり、ホームページで公開しています。

《お試し暮らし》

- ・平成28年度（2016年度）より世羅町の自然や生活を事前体験できるお試し暮らしを実施し、利用者の希望にあわせ、世羅町内を案内するなどの対応をしています。

《U I Jターナー者のネットワークづくり》

- ・平成28年度（2016年度）より世羅町にU I Jターナーで移住して来た人を中心に民間で組織された団体「I n e t 世羅」を組織し、交流会を通じ移住者間のコミュニティの活発化を図っており、取り組みの継続が必要です。
- ・広島県や世羅町が作成する移住希望者向けの各種パンフレットなどに、積極的に移住者の世羅町での暮らしを発信しています。ただし、SNSなどを活用した移住者による情報発信の仕組みづくりにはいたっていません。

●施策の体系

移住の促進

1 移住定住促進

- (1) 移住定住に関する総合窓口の充実
- (2) 空き家バンク制度の拡充
- (3) 定住促進の支援
- (4) 賃貸住宅、入居の支援
- (5) 関係人口の創出

2 移住の支援

- (1) 情報発信の拡充
- (2) お試し暮らしによる世羅町を事前体験する機会の創出
- (3) U I Jターナー者のネットワークづくり

●具体的な施策

1 移住定住促進

(1) 移住定住に関する総合窓口の充実

移住定住に関する総合窓口を中心に、希望者のニーズ（農業を仕事としたい人、スロースライフを楽しみたい人、里山暮らしをしたい人など）にあわせて、空き家などの住宅の確保をはじめ、移住前・移住時・移住後まで一貫した支援の提供を図ります。

(2) 空き家バンク制度の拡充

U・I・Jターンなどの需要に対応していくため、空き家バンク制度を利用した移住定住促進の取り組みを継続するとともに、制度の拡充や補助金の充実を図ります。また、空き家購入希望者のさまざまなニーズに応えられるよう、空き家物件の掘り起こしを行います。

(3) 定住促進の支援

現在世羅町に住んでいる方の転出の抑制を図るため、有効な支援策を検討します。

(4) 賃貸住宅、入居の支援

子育て世代の移住促進のため、世羅町子育て家庭家賃補助制度を実施します。

(5) 関係人口の創出

世羅町と多様な関わりを持つ関係人口を創出する事業を、住民と協働で実施します。また、継続的に世羅町に関わりを持ってもらう取り組みを検討します。

2 移住の支援

(1) 情報発信の拡充

町の移住に関するホームページで世羅町の生活環境、移住支援策、空き家などの情報とあわせて、農業、観光、子育て環境、災害に強いまちづくりなど世羅町ならではの魅力を発信します。

(2) お試し暮らしによる世羅町を事前体験する機会の創出

移住地を探している人が世羅町のことを十分に理解するとともに、移住後も満足して生活できるようにするため、お試し暮らし事業などを実施し、世羅町の自然や生活を事前体験する機会を創出します。

(3) U I J ターン者のネットワークづくり

- ア 世羅町へ移住してきた人のネットワークづくりを推進します。このネットワークを活用し、移住者が互いに交流し支え合うことにより、世羅町での生活の満足度を高めることを促進します。
- イ 移住者が、世羅町での生活の素晴らしさを、町外に向けて情報発信する仕組みづくりを推進します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
空き家新規物件登録数	29件	35件	
空き家バンク成立件数	11件	16件	
移住相談件数	204件	272件	



移住者同士の交流

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-2

生活を支える基盤の整備

施策 4-2-3

公園緑地の整備



施策の 基本方針

- 1 地域における安全性と快適性を確保するため、身近な広場の整備と維持管理を図るとともに、身近な広場の利活用を促進します。
- 2 住民の緑化意識の高揚を図り、公共施設や民有地における緑化、花づくりを推進します。

●現状と課題

【身近な広場】

- ・平成18年度（2006年度）に「せら夢公園」がオープンし、町内外から利用されています。令和元年（2019年）には215,263人の観光客が訪れており、今後、より一層の利用の活性化を推進していくことが必要です。
- ・平成26年度（2014年度）には、中心市街地に「陽だまり公園」がオープンしました。同公園では、子どもから高齢者まで多くの住民の利用があり、今後も良好な維持管理を継続するとともに、防災拠点などとしての活用も促進することが必要です。
- ・住民の憩いの場、レクリエーションの場としての公園の維持管理が必要となっています。

【緑化】

- ・緑化意識の普及啓発を今後も継続するとともに、植樹帯などの適正管理による景観の形成に努める必要があります。

●施策の体系

公園緑地の整備

1 身近な広場の環境整備

- (1) 身近な広場の環境整備
- (2) 公園の有効活用

2 緑化の推進

- (1) 緑化意識の普及啓発
- (2) 緑化の推進

●具体的な施策

1 身近な広場の環境整備

(1) 身近な広場の環境整備

住民の憩いの場、レクリエーションの場となるよう、身近な広場としての環境整備を進めます。

(2) 公園の有効活用

せら夢公園・陽だまり公園の有効利用に向けて、魅力と特色ある施設となるよう、管理運営に努めます。

2 緑化の推進

(1) 緑化意識の普及啓発

住民の緑化意識の普及啓発を図ります。

(2) 緑化の推進

植樹帯などの適切な管理を行い、緑豊かな景観の形成を推進します。

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-2

生活を支える基盤の整備

施策 4-2-4

上下水道の整備



施策の 基本方針

- 1 水資源の安定確保のため水道の普及を推進していくとともに、安定供給体制の充実を図ります。
- 2 公共下水道・合併処理浄化槽の設置など、下水道の計画的な整備を推進し、快適な生活環境の確保を図ります。

●現状と課題

【本町の水道の概要】

- ・本町の水道事業は、上水道と簡易水道及び専用水道の3つの事業により、8地域を対象として整備されてきましたが、効率的な運営を推進することを目的として、平成27年度（2015年度）に簡易水道事業を廃止し、上水道事業へ統合しました。

【水道の整備】

《水道普及の推進》

- ・衛生的な飲料水を安定供給するには施設の充実、メンテナンスが必要となっています。
- ・上水道エリア外での飲料水確保は、ボーリング工事が主なため飲料水施設整備補助金の制度は今後も必要となっています。

《維持管理の充実》

- ・水道施設に関して、老朽化が激しく、施設のメンテナンスなどの維持管理費が年々増加傾向です。旧施設については耐震がない施設もあるため、今後施設の更新を行うかを考えていく必要があります。管路施設・水源施設については、良質な水道水の供給をするため、順次更新・認可の見直しが必要であります。

【本町の排水処理の概要】

- ・下水道は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業のほか、合併処理浄化槽の設置を図る浄化槽設置整備事業によって整備を進めています。

【下水道の整備】

- ・下水道整備を今後も継続して推進する必要があります。
- ・汚水処理施設に関しては、上水施設に比べ老朽化が早いため、施設のメンテナンスなどの対応を継続して進める必要があります。
- ・健全な経営を行うため、使用料金の設定を今後見直す必要があります。

●施策の体系

上下水道の整備

1 水道の整備

- (1) 水道普及の推進
- (2) 維持管理の充実

2 下水道の整備

- (1) 下水道整備の推進
- (2) 維持管理の充実

●具体的な施策

1 水道の整備

(1) 水道普及の推進

- ア 水道事業の推進について水道ビジョンに基づき水道普及率の向上を図ります。
- イ 衛生的な飲料水を安定供給するため、施設の充実、メンテナンスに努めます。
- ウ 上水道エリア外での飲料水確保については、ボーリング工事などを対象とする飲料水施設整備補助制度を継続し、給水区域の拡充を図ります。

(2) 維持管理の充実

- ア 良質な水道水の供給をするため、管路施設・水源施設の順次更新・認可の見直しをします。
- イ 今後の水道設備の維持管理や運営については、広島県統一水道への統一を推進します。

2 下水道の整備

(1) 下水道整備の推進

- ア 世羅町下水道処理施設の整備を計画的・効率的に実施するため、「世羅町污水適正処理計画」(仮称)を策定します。
- イ 公共下水道事業に関して普及率及び加入率を上げるための啓発活動を町広報誌などで行います。
- ウ 公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を継続して実施します。

(2) 維持管理の充実

- ア 污水处理施設の適正な維持管理を図るため、施設の更新整備を計画的に進めます。
- イ 健全な経営を持続しながら事業を実施するため、適切な使用料金の設定を行います。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
生活排水処理人口の比率 (公共下水道、農業集落排水、浄化槽)	60.90%	73.00%	



基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-2

生活を支える基盤の整備

施策 4-2-5

火葬場



施策の 基本方針

- 1 火葬場の適切な管理運営を行います。

●現状と課題

【火葬場の管理運営】

- ・火葬場は世羅三原斎場組合において、管理運営されていますが、令和3年度（2021年度）より、町単独で火葬場の管理運営を行う予定です。
- ・今後、施設の適切な管理のため、設備の改善・改修を行うとともに、運営体制については、長期的な管理運営を踏まえ、検討を行う必要があります。

●施策の体系

火葬場

1 火葬場の管理運営の充実

(1) 火葬場の管理運営の充実

●具体的な施策

1 火葬場の管理運営の充実

(1) 火葬場の管理運営の充実

火葬場については、適切な管理運営と計画的な設備改善、改修などを実施します。

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-3

生活の安全の確保

施策 4-3-1

消防・救急体制の整備



施策の 基本方針

- 1 火災の発生を未然に防止するため、住民の防火意識の高揚を図るとともに、予防体制の充実を推進します。
- 2 地域の消防力を強化するため、常備消防の装備や消防団の充実などの消防体制を強化するとともに、消防水利施設の整備を図ります。
- 3 救急・救助体制の充実・強化を図るため、ドクターヘリの運行確保や周辺地域との連携強化や救急・救助隊員の育成支援に努めるとともに、地域における応急手当の普及を図ります。

●現状と課題

【本町の消防・救急の概要】

- ・本町の常備消防は、広域常備消防体制で、町内には三原市消防署北部分署が設置されており、平成18年度（2006年度）には、北部分署世羅西出張所が開設され、西部地域における消防・救急体制の充実が推進されてきました。
- ・非常備消防は、本部及び5分団40班1ラッパ隊を擁し、645人の団員（令和3年（2021年）1月1日時点）で消防団が組織されています。
- ・人口減少や高齢化の進行などに伴い、団員の確保が困難となっている地域もあります。今後は、人口規模を考慮しながら、消防力の確保に向けた取り組みが求められています。

【火災予防の推進】

- ・防火意識の高揚、予防体制の強化を今後も継続して推進する必要があります。

【消防力の強化】

《消防体制の充実》

- ・火災発生時での連携した活動を行うため、消防署と消防団合同での訓練を年2回程度実施しています。

- ・地域の実情を踏まえ、消防力の強化のため組織再編などを行い消防体制は一定程度確立されていますが、地域防災力の強化のため消防団員の確保が重要となっています。また、消防水利を今後も継続して整備する必要があります。

【救急・救助体制の充実】

- ・救急・救助業務や地域における救急力を今後も継続して充実させる必要があります。

● 施策の体系

消防・救急体制の整備

1 火災予防の推進

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 予防体制の強化

2 消防力の強化

- (1) 消防体制の充実
- (2) 消防水利の整備

3 救急・救助体制の充実

- (1) 救急・救助業務の充実
- (2) 地域における救急力の充実

● 具体的な施策

1 火災予防の推進

(1) 防火意識の高揚

防火意識の高揚を図るため、火災についての正しい知識の普及など啓発活動の充実に努めるとともに、幼児期からの火災予防教育を推進します。

(2) 予防体制の強化

消防署・消防団による火災予防啓発を充実し、防火対象施設や危険物施設における防火管理体制や安全管理の強化を推進します。

2 消防力の強化

(1) 消防体制の充実

- ア 消防署と消防団の相互に連携のとれた効果的な消防活動を行うため、消防署と消防団との連絡体制の緊密化に努めます。
- イ 常備消防のさらなる消防力充実のため、消防職員の知識取得の促進や消防通信指令センターのシステム、消防車両、装備品について計画的に更新を行います。
- ウ 消防団の充実を図るため、人口規模に応じた消防団員の確保や団員の技能の向上を推進するとともに、消防車両とその格納庫などの装備の充実を図ります。

(2) 消防水利の整備

地域の実情に応じて、防火水槽、消火栓など消防水利施設の計画的な配置・整備を図ります。

3 救急・救助体制の充実

(1) 救急・救助業務の充実

- ア ドクターヘリの運行確保や周辺地域との連携を図り、救急・救助体制を構築します。
- イ 救急救助隊員の専門的な知識や能力の取得を支援し、救急業務の向上に努めます。

(2) 地域における救急力の充実

自主防災組織などの訓練とあわせ、応急手当やA E Dの使用方法などの知識と技術の普及を図ります。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和2年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
消防団員数	645人 (R3.1.1時点)	650人	

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-3

生活の安全の確保

施策 4-3-2

防災体制の整備



施策の 基本方針

- 1 住民の生命・身体・財産を守るため、住民の防災意識の高揚を促進するとともに、地域防災体制の充実を図ります。
- 2 「世羅町地域防災計画」及びハザードマップに基づいて、危機管理体制の整備や情報収集、避難・生活支援の充実など災害応急体制の充実を図ります。
- 3 災害に強いまちづくりを推進するため、防災まちづくりの推進や自然災害対策の充実を図ります。

●現状と課題

【防災体制の充実】

《世羅町地域防災計画・世羅町国土強靱化計画》

- ・本町では、平成18年度（2006年度）に、地域防災の指針となる「世羅町地域防災計画」を策定し、平成25年（2013年）3月及び平成30年（2018年）4月に「世羅町地域防災計画」の改定を実施しました。また、令和2年度（2020年度）に、強靱な地域づくりを推進するための指針として「世羅町国土強靱化計画」を策定しています。

《防災意識の高揚》

- ・近年、全国各地で大規模な自然災害が発生し、世羅町でも平成30年7月豪雨災害を経験しました。世羅町では、土砂災害警戒区域などの見直しを受け、ハザードマップを作成して全戸配布を終えています。
- ・ハザードマップを自治センターエリアごとに作成しており、有効活用を呼び掛けるとともに、自主防災組織、住民自治組織の防災活動の活性化を促進する必要があります。

《防災体制の育成》

- ・令和2年（2020年）4月現在の自主防災組織の世帯カバー率は71.5%であり、カバー率の向上に継続して取り組む必要があります。病院、福祉施設、各種事業所に対し、必要な啓発を行い、有事の際の協力体制構築につなげていく必要があります。
- ・有事の際は、自助・共助で対応をお願いする場合があります。平時の防災訓練などを通じて、自主防災組織、住民自治組織の中で、住民自ら「自分には何ができるのか、何をすべきか」ということを体感してもらうことが有用です。防災関係機関との合同訓練を行うなど練度向上を図り、災害に備える必要があります。
- ・大規模災害時には、近隣市町と連携して対応する必要があり、平時から連携方法に関する協議・訓練を行い体制の確立に努める必要があります。

【災害応急体制の充実】

《情報収集・連絡体制の充実》

- ・防災行政無線の設置戸数を向上させるため、広報活動を継続します。防災行政無線のほか、ケーブルテレビや防災メールによる防災関連情報の伝達について取り組む必要があります。
- ・災害時要支援者への支援については、協定を結んだ自主防災組織、消防団などへの支援を推進していき、災害時に適切な避難行動をとれるよう継続して取り組んでいく必要があります。

《避難・生活支援の充実》

- ・全戸配布したハザードマップを活用し、自宅や自宅周辺の災害環境を確認してもらい、「避難が必要か」「避難場所はどこか」「避難経路は安全か」などについて住民自ら考え、避難行動につなげる支援を継続して取り組む必要があります。
- ・飲料水、食料品など備蓄品の計画的確保に努め、車両及び通信の充実に継続して取り組む必要があります。

【防災対策の推進】

《防災まちづくりの推進》

- ・自主防災組織、住民自治組織を中心とした防災体制の確立をめざす必要があります。既存の組織の活性化・活動の充実、未結成の地区については、結成に向けた助言・支援を推進する必要があります。

《自然災害対策の充実》

- ・河川改修やため池の整備を今後も継続して実施する必要があります。
- ・山地災害の防止を図るとともに、土砂災害の防止対策を県に要望する必要があります。

●施策の体系

防災体制の整備

1 防災体制の充実

(1) 防災意識の高揚

(2) 防災体制の育成

2 災害応急体制の充実

(1) 情報収集・連絡体制の充実

(2) 避難・生活支援の充実

3 防災対策の推進

(1) 防災まちづくりの推進

(2) 自然災害対策の充実

●具体的な施策

1 防災体制の充実

(1) 防災意識の高揚

- ア 災害に強いまちづくりを進めるため、「世羅町地域防災計画」やハザードマップを有効活用して、地域防災体制の強化を図ります。
- イ 住民の防災意識の高揚を図るため、町広報誌や出前講座などを活用し、災害に対する意識啓発に努めます。
- ウ 防災メールの周知と有効利用を図ります。

(2) 防災体制の育成

- ア 地域ぐるみの防災活動を促進するため、住民自治組織における自主防災組織の世帯カバー率のより一層の向上を促進し、防災訓練などの拡充を図ります。
- イ 住民をはじめ地域社会が緊急時において的確な対応がとれるよう、行政、消防署、消防団、防災士会など防災関係者の連携を強化します。
- ウ 大規模災害に備えて、備後圏域連携中枢都市圏と共同で防災体制の確立を図ります。

2 災害応急体制の充実

(1) 情報収集・連絡体制の充実

- ア 防災行政無線の設置戸数を向上させるため、広報活動を継続します。防災行政無線のほか、ケーブルテレビや防災メールによる防災関連情報の伝達について取り組みます。
- イ 緊急時における高齢者や障害者に配慮した情報収集・連絡体制の確立を図ります。

(2) 避難・生活支援の充実

- ア 「世羅町地域防災計画」及びハザードマップなどを活用して、住民が適切な避難行動が取ることができるよう、住民への周知・徹底に努めます。
- イ 被災時における生活支援を円滑に行うため、飲料水、食料品などの備蓄に努めるとともに、緊急時における車両や通信の確保などの充実を図ります。

3 防災対策の推進

(1) 防災まちづくりの推進

防災対策に向けた啓発活動を行い、地域ぐるみでの防災まちづくりを推進します。

(2) 自然災害対策の充実

- ア 一級河川をはじめとした国県管理河川の改修を関係機関に働きかけます。
- イ 町管理河川について、必要な改修を行うとともに、適正な維持管理に努めます。
- ウ 農業用ため池については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の施行に伴い、所有者や管理者などに適正な管理・保全に必要な措置を啓発・推進します。
- エ 治山事業のほか、新たな財源として国から譲与される森林環境譲与税を活用し、森林整備を一層推進し、山地災害の防止を図ります。
- オ 土砂災害の防止を図るため、砂防・地滑り対策、急傾斜地崩壊危険対策事業を推進します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
自主防災組織の組織率	72%	100%	
防災体制に満足している住民の割合	46%	60%	
防災行政無線設置数	5,400世帯	5,495世帯	

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-3

生活の安全の確保

施策 4-3-3

交通安全・防犯対策の強化



施策の 基本方針

- 1 交通事故の発生を抑制・防止していくため、運転者や歩行者の交通安全意識の高揚に努めるとともに、安全な交通環境を計画的に整備します。
- 2 日常生活における安全を確保するため、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、住民・行政・警察などの関係機関・団体との連携を強化し、犯罪の発生しにくいまちづくりを推進します。

●現状と課題

【本町の交通事故の概要】

- ・本町の令和元年（2019年）の交通事故発生件数は18件、負傷者は25人、死者は0人となっています。中でも高齢者の交通事故件数が多くなっています。
- ・本町においては、平成26年度（2014年度）から高齢者の交通安全対策として、運転免許証を自主返納した高齢者に「せらまちタクシー」利用券などを配布する「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施し、平成30年度（2018年度）より外出支援事業に統合、拡充し実施しています。

【交通安全対策の充実】

《交通安全意識の高揚》

- ・交通安全運動、職員街頭指導、世羅町交通指導員活動を通じて、交通安全意識、マナーの向上を継続して呼びかける必要があります。
- ・交通安全教育については、幼児・小学生・中学生、若年世代、高齢者と段階的に進めていく必要があります。

《安全な交通環境の整備》

- ・交通安全施設の整備については、各地区交通安全会、小・中学校を通じて、要望を取りまとめ、交通安全審議会の答申を受け、計画的に整備を行っており、継続して取り組む必要があります。
- ・世羅警察署や関係機関と連携を密にし、交通規制の在り方、交通安全施設の新設・廃止についても協議を進める必要があります。
- ・本町における高齢化率は年々増加傾向にあり、高齢者ドライバーも増加しています。

【犯罪発生の概要】

- ・全国的には社会構造の変化や価値観の多様化による社会の匿名性の増大、地域社会の連帯意識の希薄化、情報伝達手段の多様化による有害情報の氾濫、国際化の進展などに伴い、犯罪は多様化、凶悪化する傾向を示し、国民の治安についての不安が高まっています。
- ・本町の令和元年（2019年）の刑法犯の発生状況は、68件となっています。

【防犯対策の充実】

《防犯意識の高揚》

- ・インターネット環境、情報通信、電子マネーなどの決済方法の多様化、道路環境の発展により、特殊詐欺の発生や犯罪の広域化が進んでいます。今後も関係団体と連携し、広報啓発活動に取り組む必要があります。

《防犯活動の推進》

- ・本町では高齢化率が高まり、高齢者を対象とした特殊詐欺の発生が懸念されています。特殊詐欺などの犯罪に巻き込まれないよう、広報啓発活動を継続する必要があります。
- ・インターネット環境が発展し、スマートフォンやパソコンなどの普及により、青少年がSNSなどを通じて、さまざまな犯罪に巻き込まれる危険性が増しています。犯罪を起こさない環境づくりとして、広報啓発活動を継続する必要があります。
- ・全国的に児童・生徒が登下校中に犯罪や交通事故に巻き込まれる事案が発生しています。今後もPTAなどを中心に関係機関が連携して通学路の安全を確保するとともに、防犯ボランティアなどの育成支援に取り組む必要があります。
- ・犯罪の発生抑止のため、防犯灯は一定の効果が認められ、現在も住民から防犯灯設置の要望が寄せられており、設置に対する支援を継続する必要があります。
- ・現在も高齢者から悪質訪問販売業者による被害相談が寄せられ、若年世代もインターネット環境を通じた詐欺などに遭う事例が散見されています。相談体制を維持し、消費者保護に継続して取り組む必要があります。

●施策の体系

交通安全・防犯対策の強化

1 交通安全対策の充実

(1) 交通安全意識の高揚

(2) 安全な交通環境の整備

2 防犯対策の充実

(1) 防犯意識の高揚

(2) 防犯活動の推進

●具体的な施策

1 交通安全対策の充実

(1) 交通安全意識の高揚

- ア 運転者や歩行者の交通安全意識とマナーの向上を図るよう、広報活動や交通安全指導の強化を図ります。
- イ 住民の生涯を通じた交通安全教育を推進していくため、児童から高齢者まで各世代に対応した交通安全教育を推進します。
- ウ 住民の交通安全に対する関心と理解を高めしていくよう、交通安全運動を推進するとともに、交通安全に関係する団体の育成・活動の支援を図ります。

(2) 安全な交通環境の整備

- ア 交差点や踏切における安全対策の充実を推進するとともに、カーブミラー、ガードレール、通学路の歩道などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。
- イ 関係機関と連携し、学校・病院などの周辺において適切な交通規制の導入を図ります。

2 防犯対策の充実

(1) 防犯意識の高揚

防犯意識の高揚を図り、犯罪の発生を未然に防止していくため、啓発・広報活動の充実を図ります。

(2) 防犯活動の推進

- ア 住民と行政・警察など関係機関・団体との連携を強固にするとともに、住民の自主的な防犯活動を推進します。
- イ 生活安全相談業務を継続実施し、特殊詐欺などの犯罪の未然防止に努めます。
- ウ 児童・生徒の安全を確保するため、学校施設内の安全対策を充実するとともに、通学路の安全確保など地域ぐるみで犯罪から守る取り組みを促進します。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
交通事故死者数	0人	0人	
防犯対策満足度	51%	60%	



基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-3

生活の安全の確保

施策 4-3-4

消費生活の安全の確保



施策の 基本方針

- 1 消費者としての自覚を高めていくため、消費者意識の高揚を図ります。
- 2 消費生活の安全を確保するため、相談体制の強化や消費者への必要な情報の提供など消費者保護に努めるとともに、防犯活動と密接に連携した、生活安全相談業務の強化を図ります。

●現状と課題

【社会背景】

- ・経済の発展に伴い、消費生活が豊かになる反面、悪質商法、訪問販売やクレジット、インターネットなどを利用した取引などでトラブルが発生しています。
- ・近年では、特に高齢者などを狙った振り込め詐欺など、時代を反映したさまざまな悪質商法が逐次発生しています。

【消費者意識の高揚】

- ・本町では、国・県と連携し、パンフレットの配布や町広報誌などを通じて、消費者保護の啓発に向けて取り組んでおり、今後も継続して消費者意識の高揚を図る必要があります。

【消費者保護の充実】

- ・消費相談体制の充実や情報提供を今後も継続して推進する必要があります。

● 施策の体系

消費生活の安全の確保

1 消費者意識の高揚

(1) 消費者意識の高揚

2 消費者保護の充実

(1) 消費相談体制の充実

(2) 情報の提供

● 具体的な施策

1 消費者意識の高揚

(1) 消費者意識の高揚

消費者被害を未然に防止するため、啓発などによる消費者意識の高揚を促進するとともに、関係機関と連携し、消費者の保護・支援の充実に努めます。

2 消費者保護の充実

(1) 消費相談体制の充実

消費者の苦情・相談に迅速かつ的確に対応するため、生活安全相談業務を実施します。

(2) 情報の提供

消費者被害の未然防止を図るため、消費者が必要とする情報の収集と提供に努めます。

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-4

潤いのある環境の整備

施策 4-4-1

総合的な環境の保全



施策の 基本方針

- 1 自然環境の保全と創造を図るよう、自然保護や自然環境の保全に努めます。
- 2 環境保全を推進していくため、地域における環境保全活動の充実を推進します。
- 3 公害の発生を防止するため、発生源対策や監視・指導體制の充実を図ります。

●現状と課題

【社会背景】

- ・自然環境は、私たちの暮らしを支える貴重な財産であり、将来に向けた地域の大切な資産として、良好な自然環境の保全や希少動植物の保護を図るとともに、失われた自然の回復を推進していくことが重要です。
- ・地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化し、環境の保全と創造は、世界各国が共通に取り組むべき大きな課題となっており、日本においても近年、多くの自然災害が発生し、人々の環境保全に対する関心は高まっています。また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機として、エネルギーや環境をめぐる政策の行方が、社会全体から大きな注目を集めるようになりました。

【環境保全対策】

- ・本町では、「世羅町生活環境保全等に関する条例」に基づき、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で相互に連携しながら、環境保全に取り組んでいます。
- ・平成21年（2009年）3月には、「脱温暖化プロジェクトせら」と町により、「脱温暖化せらのまちづくりプラン（世羅町地球温暖化対策地域推進計画）」を策定し、世羅町の特徴を活かした「脱温暖化プロジェクトせら」の実践活動を開始しました。平成31年（2019年）3月には、「第3次脱温暖化せらのまちづくりプラン」を策定しています。

【自然環境の保全と環境にやさしい社会の形成】

- ・自然保護、農地・森林などの保全、自然とふれあう場の整備などを今後も継続して推進する必要があります。
- ・環境保全活動を今後も継続して推進する必要があります。

【公害防止対策】

- ・発生源対策を今後も継続して実施し、産業公害発生を未然に防止するとともに、良好な環境づくりを住民の協力を得ながら推進する必要があります。
- ・監視・指導体制の充実とともに、苦情処理体制の充実を図る必要があります。

●施策の体系

総合的な環境の保全

1 自然環境の保全と活用

- (1) 自然保護の推進
- (2) 農地・森林などの保全
- (3) 自然とふれあう場の整備

2 環境にやさしい社会の形成

- (1) 環境保全の推進
- (2) 環境保全活動の推進

3 公害防止対策の充実

- (1) 発生源対策の充実
- (2) 監視・指導体制の充実

●具体的な施策

1 自然環境の保全と活用

(1) 自然保護の推進

- ア 本町の有する豊かな自然を次代に伝えるため、住民の意識啓発に努めるとともに、自然保護団体の育成など、住民の多様な自然保護活動を支援します。

イ ヒョウモンモドキなど町内に存在する希少動植物の保護については、保護団体や関係機関と連携しながら自然保護に対する啓発に努めます。

(2) 農地・森林などの保全

ア 担い手への農地集積とあわせて、集落による取り組みを基本とした日本型直接支払制度の活用を推進し農地の保全を図ります。

イ 森づくり事業のほか、新たな制度である森林経営管理制度を活用し、森林組合をはじめ、関係機関と連携を図り森林の整備や保全を推進します。

(3) 自然とふれあう場の整備

緑とふれあう場の有効な活用を図るため、せら夢公園内の自然観察園の維持管理の充実を推進します。

2 環境にやさしい社会の形成

(1) 環境保全の推進

ア 生活環境の保全を推進するため、環境美化意識の向上及び実践活動を推進します。

イ 環境学習と啓発活動を推進し、各団体と連携を図りながら、自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくりに努めます。

(2) 環境保全活動の推進

ア 地域清掃活動などの住民の環境保全活動を支援します。

イ 「脱温暖化せらのまちづくりプラン」による取り組みの継続と、「世羅町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に沿った自治体としての環境経営システム「エコアクション21」の取り組みを継続します。

3 公害防止対策の充実

(1) 発生源対策の充実

ア 公共下水道整備事業を計画的に進めるとともに、合併処理浄化槽の普及・設置を促進し、水質汚濁の防止を図ります。

イ 産業公害発生を未然に防止するとともに、良好な環境づくりに関する住民の意識の高揚を図ります。

(2) 監視・指導體制の充実

ア 他の行政機関と協力し、公害の発生状況を把握するとともに、監視、測定及び調査を行い、防止措置に努めます。

イ 公害苦情に対して迅速に対応し、解決に努めます。

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-4

潤いのある環境の整備

施策 4-4-2

循環型社会の形成



施策の 基本方針

- 1 循環型社会の形成を進めていくため、その指針となる「世羅町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R（ごみの減量化・再利用・再資源化）を総合的に推進します。
- 2 ごみを適正に処理するため、分別収集の徹底や収集体制の充実を図るとともに、廃棄物の適正処理を推進します。
- 3 し尿・汚泥の収集運搬体制の充実と適正処理に努めます。

●現状と課題

【社会背景】

- ・地球環境問題の深刻化が増大する中で、ごみの減量化（Reduce）、再利用（Reuse）、再資源化（Recycle）のいわゆる3Rの推進が、循環型社会形成に向けた取り組みとして、地球全体での大きなテーマとなっています。

【ごみの減量化・資源化】

- ・循環型社会や不法投棄などについて、住民の意識啓発を今後も継続して推進する必要があります。
- ・ごみの減量化・リサイクル化を今後も継続して推進する必要があります。
- ・不燃ごみの処理は三原広域市町村圏事務組合で三原市と共同処理しており、現在建設中の新しい不燃物処理工場の供用開始にあわせ、循環型社会の形成に取り組む必要があります。

【ごみ処理体制】

- ・平成29年（2017年）4月から町内全域をごみステーション収集に移行しています。
- ・収集体制を今後さらに充実する必要があります。
- ・可燃ごみの処理については、令和元年度（2019年度）より三原市へ委託しているため、処理に伴う諸課題について、三原市と協議し適正に行う必要があります。
- ・不燃ごみの処理については、三原広域市町村圏事務組合で三原市と共同処理しているため、三原市と処理基準を調整、協議し、適正に行う必要があります。

【し尿・汚泥処理体制】

- ・し尿処理施設（世羅町美化センター）については、老朽化が進んでいることから、大規模改修や更新整備を進めることが必要となっています。
- ・浄化槽の設置やし尿・汚泥の適正処理を今後も継続して推進する必要があります。

●施策の体系

循環型社会の形成

1 ごみの減量化・資源化の推進

- (1) 住民の意識啓発の推進
- (2) ごみの減量化・リサイクル化の推進

2 ごみ処理体制の整備

- (1) 収集体制の充実
- (2) ごみの適正処理

3 し尿・汚泥処理体制の充実

- (1) 浄化槽の設置の促進
- (2) し尿・汚泥の適正処理の推進

●具体的な施策

1 ごみの減量化・資源化の推進

(1) 住民の意識啓発の推進

- ア 循環型社会システムの構築のため、ごみの3Rなどについて、住民の意識啓発に努めます。
- イ 不法投棄について、住民の意識啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、不法投棄の監視・指導を強化します。

(2) ごみの減量化・リサイクル化の推進

- ア 「世羅町一般廃棄物処理基本計画」により、循環型社会の形成を図るため、3R（ごみの減量化・再利用・再資源化）を推進します。
- イ 地域における体系的なリサイクルシステムの構築を図るため、子ども会など地域における住民の自主的なリサイクル活動を促進します。
- ウ 住民参加によるごみの減量化やリサイクル推進のための活動を支援・促進します。

2 ごみ処理体制の整備

(1) 収集体制の充実

- ア ごみの分別収集についての徹底を図るとともに、地域住民からの協力を得ながら、適正な収集体制を確立します。
- イ 高齢化に対応して、町内全域でゴミステーション収集を継続して実施します。

(2) ごみの適正処理

「世羅町一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、ごみの適正な処理を推進します。

3 し尿・汚泥処理体制の充実

(1) 浄化槽の設置の促進

し尿や生活排水の適正処理を図るため、公共下水道事業計画認可区域と農業集落排水処理区域を除く地域において、合併処理浄化槽の設置に関する助成制度を継続して実施します。

(2) し尿・汚泥の適正処理の推進

- ア 「世羅町一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、し尿・汚泥の適正な処理を推進します。
- イ し尿・汚泥収集運搬許可業者との連携により、適切な収集運搬を行います。

● みんなでめざす目標

成果指標の名称	平成29年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
リサイクル率	16.7%	19.6%	



三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場

基本目標4

安全安心づくり



基本施策 4-4

潤いのある環境の整備

施策 4-4-3

美しいまちづくりの推進



施策の 基本方針

- 1 美しいまちづくりを総合的に推進していくため、自然環境の保全と活用を行うとともに、美しいまちなみの形成に努めます。

●現状と課題

【本町の景観の特徴】

- ・本町は、穏やかな山並みと田園の緑が調和した世羅高原に広がる緑豊かでのびやかな景観を形成しています。
- ・山林管理の低下や松枯れ、耕作放棄地の増加などに伴い、緑の景観に変化が生じています。今後は、森林の多面的機能を発揮するためにも、住民と行政が連携した環境保全対策が必要です。

【美しいまちづくりの推進】

- ・自然環境の保全、歴史的資源の保全、美しいまちなみの形成を今後も継続して推進する必要があります。

●施策の体系

美しいまちづくりの推進

1 美しいまちづくりの推進

- (1) 自然環境の保全と活用
- (2) 美しいまちなみの形成

●具体的な施策

1 美しいまちづくりの推進

(1) 自然環境の保全と活用

- ア 森林の持つ公益的機能を維持・増進し、豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現を推進します。
- イ 環境への負荷が少ない農村環境の整備・保全に努めます。
- ウ 河川については、生態系や周辺の自然環境と調和した河川環境の整備を促進します。

(2) 美しいまちなみの形成

- ア 中心拠点や西部地域拠点については、個性と魅力ある地域空間の形成に努めます。
- イ 幹線道路沿いについては、広告物・看板整理などを促進し、美しい沿道景観の形成を図ります。
- ウ 統一したデザインによる標識・案内板の整備を推進するとともに、効果的な配置を図ります。



田植前の水田



施策の 基本方針

- 1 協働のまちづくりにおいて住民参画の推進を図るため、住民の自治意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくりを担う人材や組織の育成を促進します。
- 2 自治センターを協働のまちづくりの活動拠点とする体制を整備し、対話を基本としてまちづくりを進める組織力の強化を促進します。

●現状と課題

【社会背景】

- ・「平成の大合併」があり、自治体の庁舎から離れた周辺地域の住民の間で「行政サービスが行き届かなくなるのではないか」という懸念が強まり、住民もまちづくり活動に積極的に参画すべきだという意見が強まりました。
- ・このような状況のもと、「協働のまちづくり」という考え方が、全国に広まっていきました。
- ・まちづくりにおける「協働」とは、住民などと行政がお互いを理解・尊重し、住民・行政がともにまちづくりの担い手となり、地域の活性化や、公共的な問題の解決に向けて、協力して活動することをいいます。

【本町の自治センターの概要】

- ・平成20年度（2008年度）に公民館を廃止して住民と行政がお互いに目標と課題を共有し、解決していくという協働のシステムを構築し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりの取り組みをつよめるため、自治センターを新設しました。
- ・平成22年度（2010年度）に「世羅町協働のまちづくり指針」を策定しました。
- ・住民自治組織が地域づくり活動の拠点施設である自治センターの指定管理者として管理運営を行っています。

【住民の自治意識の高揚と人材育成】

《住民の自治意識の高揚》

- ・住民の自治意識を高揚するため、広島広域都市圏の地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」にリンクし、広報を行っています。
- ・人材育成を今後も継続して推進する必要があります。

【住民の組織づくり】

《自治センターを活動拠点とする体制整備》

- ・地域づくりの拠点として地元住民にとって活用しやすい施設となっています。
- ・地域の課題などを洗い出し、その解決に向けて事業に取り組んでいます。また、自治センターの利用人数は年々増えています。
- ・事業に取り組むために地縁団体などの法人化に向けて検討を行っています。

《対話の重視、意見やアイデアの尊重》

- ・毎月自治センター長会議を開催し情報交換を行っています。
- ・地域の課題やその解決に向けての事業などについて地域づくりビジョンを策定しています。全員で共有化し、そのビジョンに掲げられた課題解決に向けて、意見やアイデアの提案を行っています。

● 施策の体系

住民参画の推進

1 住民の自治意識の高揚と人材育成

- (1) 住民の自治意識の高揚
- (2) 人材育成

2 住民の組織づくり

- (1) 自治センターを活動拠点とする体制整備
- (2) 対話の重視、意見やアイデアの尊重

●具体的な施策

1 住民の自治意識の高揚と人材育成

(1) 住民の自治意識の高揚

住民が協働のまちづくりについて理解を深めるとともに、「自分たち自身でまちづくりを推進する」という自治意識が住民に根付くよう、広報や周知活動を充実します。

(2) 人材育成

セミナー、研修を行い、協働のまちづくりに参画する人材やリーダーとなる人材を育成します。

2 住民の組織づくり

(1) 自治センターを活動拠点とする体制整備

ア 自治センターを住民の主体的な地域づくり活動の拠点施設とし、住民自治組織が地域づくり活動をけん引する役目を担います。

イ 地域の問題点や課題などの情報が、住民、住民グループなどを通じて自治センターに集まるようにします。

ウ 事業に取り組むために地縁団体などの法人化を推進します。

(2) 対話の重視、意見やアイデアの尊重

ア 自治センターでは、住民同士や住民と行政の話し合いを定期的に行います。

イ 自治センターでは、対話を重視し、相互の意見やアイデアを尊重するとともに、話し合いを基本とした地域課題を解決する組織力（地域力）を高める取り組みを促進します。

●みんなでめざす目標

成果指標の名称	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	備考
自治センター利用者数	84,435人	86,900人	

基本目標5

地域づくり



基本施策 5-1

協働のまちづくりの推進

施策 5-1-2

支援体制の確立



施策の 基本方針

- 1 協働のまちづくりに向けた支援体制を確立するための基盤づくりとして、情報の提供などにより、住民と行政の信頼関係の確立に努めます。
- 2 協働のまちづくりに関する住民の活動の円滑化を促進するため、庁内における連携体制を強化します。
- 3 協働のまちづくりの活動を支援するため、財政的支援の充実を図ります。
- 4 国の補助金などの積極的な活用により、活動拠点となる自治センターの整備を引き続き推進します。

●現状と課題

【社会背景】

- ・ これまでは、公共的なサービスは行政が中心的な役割を担ってきましたが、今後は、住民、自治組織、団体、企業など地域に関わるさまざまな主体がまちづくりの担い手となり、地域社会全体で公共・公益機能を担っていくことが必要です。行政は、社会基盤の整備や制度・仕組みづくりなど住民や企業が担えないサービスを引き続き提供します。

【住民と行政の信頼関係】

《情報の提供》

- ・ 町広報誌を毎月発行し、その他のチラシなどとあわせて地域の配布組織や個人配布をしています。
- ・ ケーブルテレビで動画や文字放送により情報発信を行い、令和2年度（2020年度）からデータ放送を開始し利便性の向上を図っています。

《広聴の充実》

- ・長期総合計画の見直しを行うため町の施策全般についての住民アンケート調査（中高生・19歳以上の住民・事業者）を令和元年度（2019年度）に実施し、住民の意識などを把握しました。
- ・住民の意見や提案を町政運営や課題解決に向けた取り組みに活かすためまちづくり懇談会を開催しています。
- ・町のホームページのご意見箱により、電子メールでの意見を受け付け、対応を行っています。

【支援体制の構築】

- ・庁内での情報共有体制のため、毎月1回、課長会議を実施しています。
- ・町職員の地域活動への参加を今後も継続して促進する必要があります。

【支援策の充実】

- ・自治振興交付金を継続する必要があります。また、ふるさと夢基金が令和元年度で終了したので、新たな事業について検討する必要があります。

【住民自治支援基盤の整備】

- ・耐震性に問題のある6自治センターの整備を行っています。令和元年度（2019年度）までに5自治センターの整備を完了しました。

● 施策の体系

支援体制の確立

1 住民と行政の信頼関係の確立

- (1) 情報の提供
- (2) 広聴の充実

2 支援体制の構築

- (1) 庁内での情報共有体制の構築
- (2) 町職員の地域活動への参加の促進

3 支援策の充実

- (1) 支援策の充実

4 住民自治支援基盤の整備

- (1) 住民自治支援基盤整備事業の活用

● 具体的な施策

1 住民と行政の信頼関係の確立

(1) 情報の提供

町広報誌やケーブルテレビ、ホームページなど、多様な情報手段を有効に活用した情報提供の充実に努めます。

(2) 広聴の充実

懇談会などの開催、住民意識調査の実施、電子メールなどを活用した情報の受発信、住民自治組織との連携など、多様な広聴手段を用いた住民意識の把握に努めます。

2 支援体制の構築

(1) 庁内での情報共有体制の構築

庁内各部署の連携体制を強化するため、庁内において連携会議を定期的で開催します。

(2) 町職員の地域活動への参加の促進

各地区の協働のまちづくり活動をきめ細かく支援するため、地域活動への町職員の参加を促します。

3 支援策の充実

(1) 支援策の充実

住民自治を支援する体制の充実やリーダー育成のための研修機会の提供をはじめ人的支援・財政的支援の充実に努めます。

4 住民自治支援基盤の整備

(1) 住民自治支援基盤整備事業などの活用

自治センターにさまざまな人たちが集い、学習・スポーツ・交流・遊びなどの活動を楽しめる環境を確保するため、国の補助事業などを活用し、施設の整備を推進します。



基本施策 5-1

協働のまちづくりの推進

施策 5-1-3

まちづくり活動の推進



施策の
基本方針

- 1 協働のまちづくり活動を推進するための出発点として、各地域において策定された地域づくりビジョンに基づき、住民同士、住民と行政において意識と情報の共有化を図ります。
- 2 まちづくり活動の内容としては、交流と支え合いの地域社会づくり、地域の魅力を高める取り組みに関するものなどを推進します。さらに、言語や文化の違いにかかわらず、外国人を含むすべての住民が、相互理解のもと、地域で共に活躍できる多文化共生のまちをめざします。

●現状と課題

【地域づくりビジョンの共有】

- ・この5年間で地域づくりビジョンの検証・見直しを9自治センターで行っています。
- ・地域づくりビジョンを策定しており、その実現に向けて地域が有する課題を解決する必要があります。

【在留外国人の状況】

- ・本町の在留外国人数は約300人（在留外国人統計令和元年（2019年）6月時点）となっています。ここ数年横ばいの状況ではありますが、備後圏域の在留外国人数は、全国平均より高い水準で増え続けていることから、今後本町における在留外国人数も増加する可能性があると考えられます。
- ・こうしたことから、外国人が地域社会の一員として、孤立することなく地域に溶け込んで、安心して生活できる環境を整備する必要があり、同時にさまざまな組織と連携し多文化共生の地域づくりを進める取り組みが求められます。

● 施策の体系

まちづくり活動の推進

1 地域づくりビジョンの共有

(1) 地域づくりビジョンの共有

2 まちづくり活動の推進

(1) 交流と支え合いの地域社会づくり

(2) 多文化共生の推進

● 具体的な施策

1 地域づくりビジョンの共有

(1) 地域づくりビジョンの共有

協働のまちづくり活動の基盤となる各地区地域づくりビジョンを検証し、見直しながら、住民同士、住民と行政の間で共有します。また、地域づくりビジョンの実現に向けて地域の課題解決や魅力発信につなげ、協働のまちづくりを推進し、財政的支援の充実を図ります。

2 まちづくり活動の推進

(1) 交流と支え合いの地域社会づくり

ア 今後、自治センターが、高齢者、子育て中の親、子ども、障害者、住民などさまざまな人が交流し、支え合う場となるように取り組みます。

イ 自治センターを拠点とした、住民自治組織やNPOなどが中心となり、健康増進や介護予防、生活支援などの事業を推進します。

(2) 多文化共生の推進

ア 多様な言語と文化を尊重したまちづくりを推進するため、多文化共生推進プラン（仮称）を策定します。

イ 世羅町に暮らす外国人住民の生活環境の向上をめざし、関係機関と連携した取り組みを進めます。

ウ 地域に暮らす日本人・外国人住民の交流機会を創出し、国際感覚の醸成を図るとともに、異文化理解を促進します。



世羅町第2次長期総合計画後期基本計画

編集・発行 / 広島県世羅町(企画課)
〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1
TEL.0847-22-3206 FAX.0847-22-2768
e-mail:kikaku@town.sera.hiroshima.jp



エコアクション21
認証番号0005156